

(公開用 会議録原本と一部異なる部分があります)

令和5年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和5年3月6日(月)

令和5年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月6日(月) 開議 午前10時00分
散会 午後 3時24分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也		
総務課長	伊藤太	税務課長	藤田智也
住民課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	前地忠和

公務による欠席者 午後：教育長佐々木尚也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川伸

令和5年第1回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 教育方針説明
- 日程第 7 議案第 3号 東栄町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 東栄町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 東栄町観光施設等整備管理基金条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 7号 東栄町町営住宅管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 8号 東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 9号 東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 東栄町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度東栄町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第17 議案第13号 令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第14号 令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第15号 令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 議案第16号 令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第17号 令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第18号 令和4年度東栄診療所特別会計補正予算（第8号）について

- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 令和 5 年度東栄町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 令和 5 年度東栄診療所特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 令和 5 年度東栄町御殿財産区特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 令和 5 年度東栄町本郷財産区特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 令和 5 年度東栄町下川財産区特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 令和 5 年度東栄町園財産区特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 令和 5 年度東栄町三輪財産区特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 令和 5 年度東栄町振草財産区特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 東栄町議会予算特別委員会の設置に関する議決（案）の提出について
- 日程第 3 7 同意案第 1 号 東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席はありません。定足数に達していますのでただいまから令和5年第1回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配付した日程のとおりでございます

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により2番 伊藤紋次君。6番 森田昭夫の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。御手元に配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（議長、議会事務局長）

はい、議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

それでは、会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和5年第1回東栄町議会定例会、会期日程は10日間でございます。本日3月6日月曜日、午前10時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、教育方針説明、議案上程、委員会付託。3月7日、火曜日、休会。3月8日水曜日、午前10時、一般質問。3月9日、木曜日、午前10時、予算特別委員会、付託案件審査。3月10日金曜日から3月12日日曜日、休会。3月13日月曜日、午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。午後1時、文教福祉委員会、付託案件審査。3月14日火曜日、休会。3月15日水曜日、午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、本定例会の会期は本日から3月15日までの10日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。御異議なしと認めます。よって会期は本日から3月15日までの10日間に決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3、諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは、議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る2月7日火曜日及び2月28日火曜日の両日当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。2月7日の出席者は、議長、委員全員と、議会事務局長。執行部は総務課長。2月28日の出席者は、議長、委員全員と、議会事務局長、執行部は副町長と総務課長です。令和5年第1回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、御手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおりで、会期は本日から3月15日までの10日間でございます。付議事件につきましては、議案30件、同意案1件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、委員会に審査を付託しますので、慎重審議をよろしくお願いします。次に、一般質問でございますが、今回の質問者は3名であり、3月8日金曜日、午前10時より開催します。続いて陳情書の関係ですが、御手元に、お配りしました陳情、請願等一覧表のとおりです。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へ申し出ください。最後になりますが、令和5年第1回東栄町議会定例会につきまして、会議中御協力のほどよろしくお願いをいたします。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議長（原田安生君）

次に、議会関係につきまして、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局（長谷川伸君）

令和5年第1回東栄町議会定例会、諸般の報告を議長に代わりまして、御報告いたします。令和4年第4回定例会以降の行事等につきましては、御手元に諸般の報告として、一覧表を配付させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から、12月23日に11月分、1月25日に12月分、2月22日に1月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願いします。陳情書の取扱いにつきましては、先ほどの議会運営委員長の報告のとおりでございます。以上で諸般の報告を終わります。

議長（原田安生君）

次に、日程第4「行政報告」及び日程第5「町長提出議案、大綱説明」を行います。
町長から行政報告と、本定例会に提案されております議案に対する大綱説明を求めます。
（「議長、町長」の声あり）
町長。

町長（村上孝治君）

みなさんおはようございます。本日は、令和5年第1回東栄町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変お忙しいところ御出席を賜りまして、心から感謝を申しあげます。それでは、最初にお時間をいただきまして少し時間かかるかわかりませんが、行政報告をさせていただきます。12月議会定例会以降の町政の取組状況を御報告させていただきます。まず新型コロナウイルス感染症についてであります。第8波のピークも超え、全国的に減少傾向が継続している報告がされているところであります。愛知県においても県独自の対策により終止に向けて取り組んでおり、2月に入り感染状況が一段と落ちついてきているところであります。こうした中2月27日をもって、厳重警戒から警戒領域に移行されたところでございます。また、学校等の卒業式におけるマスク着用の緩和に続き、御承知のように3月13日からは、一般の方につきましても、マスクの着脱について、個人判断に委ねることになりました。しかしながら今しばらくは基本的な感染防止対策の徹底と1日も早いオミクロン株対応ワクチンの接種をお願いしているところでございます。そして国では新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけで季節性のインフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が決定をされました。医療費や医療提供体制についての段階的な見直しを進めるとの方向性が示されております。これらの国や県の動向今後も注視をしながら、町に求められる対応を迅速に行って参りたいというふうに思っております。安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるように、皆様一人ひとりの御理解と御協力をお願いをしたいと思います。それでは主なものを報告させていただきます。まず、もう既に御承知かと思いますが、東三河広域連合議会があります。東栄町からは、加藤彰男議員、伊藤芳孝議員にも御出席をいただいております。2月8日、9日の2日間で開催されたところであります。新年度における一般会計は104億7,130万円と、介護保険特別会計563億4,600万円であり、総額で668億1,730万円でございます。重点事業としましては、一つ目が住民サービスの向上及び事務の効率化を図る共同処理事務の実施として、消費生活事業、消費生活の相談体制の充実、それから都市計画事業としては、航空写真の撮影、地図データの作成であります。介護保険事業については、重層的支援体制の整備事業、それから介護保険施設等整備の補助金、介護人材確保の支援事業、中山間地域の対策事業、それから家族介護者リフレッシュ事業、地域支援事業の拡充、それから既に迎えます第9期の介護保険事業計画の策定であります。重点事業の二つ目は、地方創生につながる広域連携事業の推進として、魅力と活力を創造する広域

連携事業であります。ICTを活用した魅力発信、それから東三河のブランド推進事業です。それから、継続しております穂の国こどもパスポート事業であります。それから、まちひとしごとを創生総合戦略事業については、地域産業を担う人材育成の支援とそれから、設楽町に建設が予定されております山村都市交流拠点施設整備事業の用地の取得、以上の事業を重点的に取り組むということで、議決をいただいたところであります。町のそれでは取組等を御報告させていただきます。総務課関係であります。来年度の職員採用についてであります。職員採用試験を実施した結果、令和5年度の採用、職員の内定につきましては、一般行政職が4名、保育士2名、調理員2名、火葬職員1名を採用する予定であります。退職者につきましては、一般行政職の定年退職は1名、調理員1名で自己都合で退職される診療所の看護師が1名退職。年度途中での退職者は、調理員が1名、火葬職員1名という状況であります。次に消防・防災であります。消防団年末警戒は、12月27日から29日の3日間で大変寒い時期でありましたが、今回は巡視をお願いし、実施をしていただきました。そして昨日は、消防観閲式、議員の皆様御出席をいただきましたが、4年ぶりに今までコロナ禍で中止を余儀なくされておりましたが、4年ぶりに開催をすることができ、訓練成果を見せることができたというふうに思っております。しかしながら消防団も基本団員が80人台まで減少してきており、消防団組織の改編を検討しなければならないという水準に達してきていることから、今後も状況等をしっかり把握した上で、検討を進めていかなければならないというふうに考えております。一方、消防団の資機材は、昨日も閲覧をご覧いただきましたが、配備等事業要望いただいておりますので、来年度当初予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。次に防災関係です。東栄町防災会議を2月21日に開催したところあります。災害対策基本法第42条第1項の規定によりまして、東栄町地域防災計画の修正を御審議いただき、議案を承認いただきました。平成30年度から防災士の育成に取り組んでおりますが、現在までに26名の町民の方に防災士の資格を取得いただきました。防災訓練、ハザードマップの作成にも関わっていただいております。また積極的に防災講話の講師も努めていただいております。今後も引き続き、防災士を育成し、町の防災士会と連携をとりながら、一層の啓発活動等について取り組んで参りたいと思っております。次に災害対策支援事業の家庭用の発電機等の購入補助についてですが令和2年度から実施をしております。3年間で180世帯の方が利用していただいております。来年度も停電対策の自助強化を図るために継続して参りたいと思っております。次に企画関係です。東栄町まちづくり交流会は2月11日に開催し、地域づくり団体等補助金活用団体から21名、一般から14名、町職員14名の参加をいただきました。まちづくり基本条例のもと活動報告、グループディスカッションなどが行われ、今後のまちづくりの持続的な活動に生かすことができたものというふうに思っております。次に和太鼓絆プロジェクトであります。今週土曜日の11日にコロナウイルスの影響で、今までウェブ等ユーチューブ等で発信しておりましたが、今回は東栄町でこれも4年ぶりに開催となりました。県内7つの高校と地元東栄小学校、志多らと共に太鼓の演奏をさせていただきます。是非、御来場賜りたいと思っております。次に空き家対策についてですが本年度の町空き家バンクを成立件数は7件。2月末現在ですが7件とな

っております。令和3年度比べますと、14件ほどの減という状況ですが、令和2年度から町内に不動産業者ができました。そこの連携協定を締結しておりまして、役場の空き家バンクの件数はマッチング件数は減少しておりますが、不動産業者の実績を含めれば例年並みという状況というふうに考えております。町の空き家バンクの登録ケースは24件、利用希望登録者は34人というふうな状況であります。直ちに利用可能な空き家については、町のホームページ等で紹介をさせておりますが、非常に空き家件数が少なくなっているという状況であります。東栄町空家等対策協議会も2月24日に開催をさせていただきました。特に本郷地区にあります特定空き家についての問題、それから足込地区に1件危険家屋がございます。委員の皆様にも御協議をいただいたところでございますが、なかなか相手があり、早急な対応ができないわけですが、この対応を東栄町のこの空家等対策計画に沿って、引き続き対応していく必要があるというふうに考えております。それから国においては、管理不全空き家に指定してですね、改善されない場合は空き家の固定資産税を減額する措置を解除する制度を導入する方針を固めております。ここも重視をしていきたいと思っております。空き家活用支援補助金については令和4年度は6件ございました。前年度より1件の減となっておりますが、現時点での交付額は175万5,000円でございます。令和2年度から2分の1補助となっておりますが、上限を30万にさせていただき加算措置、町内事業者の活用だったり、申請者が町内で勤務、中学生以下の子供がいるなどによりまして最大50万円までとしているところでございます。次に北設情報ネットワーク事業ですが、平成22年9月より、公設公営で実施をしております。テレビインターネットを始めとする情報通信技術は、私たちの暮らしと様々な場合において、なくてはならない重要なインフラとなってきております。今後もさらに、活用範囲の拡大が見込まれているところでございます。特にこの情報とごみの問題、ごみにつきましては、現在北設広域事務組合で業務を行っておりますので、併せて報告をさせていただきます。まずは情報です。北設情報ネットワークでは、一つ目の課題として、インターネットの利用が集中する時間帯を中心に通信速度の遅延の問題。そして二つ目が将来にも安心・快適な通信環境を確保するための、専門的知識を有する人材確保や今後の膨大な設備投資など人的財政的な余裕がない3町村にとって非常に大きな負担となるため組合では、令和3年度に情報ネットワーク事業の民営化を検討する北設情報ネットワーク事業譲渡に係る検討会を立ち上げまして、国や県の協力を得ながら検討を進めておるところでございます。2月27日開催の北設広域事務組合の議会全員協議会において、北設情報ネットワークの近況と今後の取組について協議をいただきました。この内容等につきましてはこの3月議会定例会の会議中に、議員の皆様にご報告等させていただく予定でありますのでよろしくお願いいたします。そして組合のもう一つの業務であります、ごみ処理であります。以前、東三河ごみ焼却施設広域化計画の御報告はさせていただいておると思いますが、私どものブロックは、豊川市、蒲郡市、新城市と北設広域、設楽町、東栄町、豊根村、根羽村であります。次期計画では、市に三つある施設を二つ、豊川市と蒲郡市で一つ、新城市と北設広域で一つとして、中継施設を二つとする計画としております。先ほどと同じ2月27日の開催の全員協議会で、新城北設ごみ焼却施設広域化推進会議についての報告協議がされました。今後基本構想の策定

に向けて進めて参りますが、このことにつきましても3月議会定例会の会期中に御報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。次に住民課関係のマイナンバーカードでございますが、交付申請を私も役場の休日窓口であったり、おいでん家のスマホ教室を利用したり、それから御承知のように町内の郵便局で申請のサポートをしたり、いろんな場で普及に努めておりますが、令和5年2月中旬で東栄町は交付率が59.3%、愛知県54市町村中46番目となっている状況であります。ちなみに、全国平均は62.9%となっておりますが、全国平均には少し届いてないと状況であります。しっかりこれも進めて参りたいと思っております。次に福祉課関係ですが、子ども子育て会議は9月に第1回を開催させていただきました。第2期東栄町子ども子育て支援事業計画の進捗状況の報告、見直しのためのニーズ調査の結果報告をさせていただきました。2回目は3月2日に開催をしまして計画数値の見直しについて説明し、了解をいただいたところであります。子育て支援センターの移転前と移転後の状況や課題についても、御報告いただきました。移転前の中設楽の課題が移転後のひだまりプラザでは解決できており、今後も利用者のニーズに対応した取組をしていきたいというふうに考えております。次に保育園の現状と来年度の入園状況についても、報告をさせていただいたところでございます。次に放課後児童クラブについてですが、来年度の利用希望調査では、41名の希望があり、25名が定員でございます。現在までの平日の利用実態を見ますと概ね1日当たり10名以内ということから、平日の心配はしておりませんが、定員を上回る場合の対応は、今後も検討していくという状況であります。特に夏休み等の利用につきましては今後関係する部署と小学校とも協議をし、受入れ体制を検討してまいりたいと考えております。次に令和5年度東栄町地域包括ケア推進計画の策定であります。東栄町地域包括ケア推進協議会を立ち上げて取組を進めてまいりたいと思っております。東栄町、設楽町、豊根村、在宅医療サポートセンターとの共催によりまして、北設3町村の在宅医療介護連携の推進事業、住民啓発講演会を11月26日にひだまりプラザで開催をさせていただきました。在宅医療と就活、自分らしい最期の向かい方をテーマに早川診療所長には「東栄診療所のいま」として無床化移転を経て、変わったこと・変わらないことのお話をいただいたところでございます。地元の佐々木さんからは、終活アドバイザーとして終活は必要としてのお話をいただきました。この地域としての今後の在宅医療、介護の在り方を考えていく参考になったのではというふうに思っております。次に、東三河の北部医療圏地域医療対策協議会主催の「第10回健康・医療に関するシンポジウム」が新城文化会館で2月19日に開催をされました。新城市民病院の副院長兼腎臓内科の診療部長の佐藤先生にも御講演をいただきました。新城腎友会の体験報告に続き、奥三河4市町村の現状報告もしたところでありますが、管内ともにですね、糖尿病患者予備軍が非常に多いということで心配されるところでございますが、東栄町も月に1回ですが、腎臓内科の先生の診察日を設けていただいております。予防医療に取り組みを始めたばかりであります。しっかりと取組をしてまいりたいと思っております。東栄診療所の来年度体制でございますが、早川診療所長と星野先生の3月末の退職につきましては、議会全員協議会の折に報告をさせていただきました。また、翌日には配布した診療所だよりには、両医師の退職の挨拶が掲載をされたところであります。長い間大変お世話

になり本当にありがとうございました。心より感謝の念がつきませんが、本当にお世話になったと思っております。両医師とも赴任先での御活躍と御健勝を心よりお祈りを申し上げます。診療所の医師の2名体制につきましては維持できる見込みであります。また整形外科につきましては、浜松医大から星野先生の大学の退職に伴いますので、派遣医師の診療は、代わりの方が来ていただけるという状況でございます。その他派遣医師につきましても、もう既に訪問をさせていただいております、浜松医大整形外科・眼科・耳鼻科、豊橋ハートセンターの循環器科等々を既に訪問させていただきましたが、来年度派遣については、御承諾をいただいたところでございます。また非常勤医師であります元院長の夏目先生を始めとする先生方にも御承諾をいただいておりますので、来年度も今年同様の外来等の診療科目は引き続き実施できるものと考えております。次に北設楽郡の医療等に関する協議会ですが、4月からそれぞれの医療機関の診療体制等が決まった段階で3月中には、協議会を開催したいと考えておるところでございます。次に経済課関係ですが、産業経済活性化推進協議会を2月3日に開催したところでございます。商工・農林・水産・観光の関係者が集まり、令和4年度の取組状況の報告、それから令和5年度の事業、特に新規事業についての協議をいただきました。関係者が情報共有を図り、産業経済観光を含めて全般にわたり総合的に協議を行うことができたと思っております。そのように意見等もいただいております。一部紹介をいたしますとオニスタ焼にかわる土産品の開発だったり、宿泊できるイベント企画、ふるさと納税の商品開発など等々御意見をいただいておりますので、参考に今後検討して参りたいと思っております。次に、とうえい温泉につきましては、コロナ禍の影響もあるものの入浴客は戻りつつあるとの報告を受けておりますが、食事の落ち込みは大変大きくなっておるところでございます。そして、ご承知のとおり歳出では、重油価格が高騰しまして重油代は前年比 111.8%、光熱水費は 170.9%と固定費が増加しております、非常に厳しい経営状況にあります。また、機械故障等が頻発しております、臨時休業も余儀なくされておるという状況で、皆様には大変御迷惑をおかけしてるところでございます。また3月の4日から8日までは休業して機械メンテナンスを定期的に行っているにもかかわらず、故障が発生しておるという状況です。今後も日常点検等を踏まえ、最善の努力をしてみたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思っております。12月末現在での繰越利益剰余金はマイナスの2,700万円、例年同期がマイナス2,900万ほどになっているという状況でございます。コロナ禍の状況は少し明るい兆しが見えてきていますので、春休み期間も近づいております。集客のためのイベントを含め、関係者みんなで頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。次に、あいち森づくり事業ですが、令和元年度から、これも10年計画で、東栄町内の山林2,000ヘクタールの人工林整備いわゆる間伐を行う予定となっております。間伐実績は、以前も報告をしておりますが令和元年度は150ヘクタール、令和2年度は248ヘクタール、令和3年度は134ヘクタール、この4年度の見込みが165ヘクタールという状況であります。次に、森林環境譲与税の関連事業です。これは以前も報告しておりますので承知していただいていると思いますが、境界明確化事業、森林資源管理システム保守委託、危険木の伐採事業の補助金だったり、里山林の環境整備事業、いわゆる皆伐、この搬

出のための補助等、それから「とうえいの木」の家づくり補助事業などを実施しているところがございます。その他としましては、森づくり基本計画の策定については、今年度と令和5年度の2か年で策定をしていきたいと思っております。森林等の地番図作成も当初5か年計画でございましたが、前倒しをして2か年、令和4年5年で策定する予定に変更させていただいておりますので、よろしく願いいたします。次に高性能林業機械の導入です。2月7日に東栄町森林組合にフォワーダが導入されました。その納入式には議長とともに、参加をさせていただきました。この林業機械導入にも、国の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の採択をいただきました。国の補助金が3分の1、町の補助金は10分の1を交付させていただいたところですが、この購入費は1,622万5,000円でありました。フォワーダはトラックなどが入り込めないところで、単材から長材まで積み込むことが可能な積載式の集材作業車ですが今まで2台保有していましたが、今回は3台目という状況であります。こうした高性能の車両を果たす役割はますます大きなものとなっておりますので、今後も安全に効率よく運用され、東栄町の林業の発展に大きく寄与いただけることを期待しております。次に水産業ですが、漁業組合の稚鮎の放流に対しまして補助をさせていただいております。4年度の放流は、木曾川産が1,600キログラム。琵琶湖産が800キログラムという状況でありました。木曾川産をちょっと増やし、琵琶湖産が減ったというような状況ですが、平成29年度に策定をしました振草川再生計画をもとに事業を展開しているところがございますが、特にその中の鮎の買取の需要はあるものの、釣果の成果が上がらないということや、買取りできる時期や時間の問題等もありまして十分な販売が4年度もできなかったという報告を受けております。この辺も改善をしながら進めてまいりたいと思っております。有害鳥獣駆除ですがこの3年間、令和2年3年4年ですが、ニホンジカが年間500頭前後という推移をしております。イノシシは本年度12月末までですが45頭と、ここ3年間では多いという状況です。サルも同じですが36頭、カワウ、アオサギは年々減っております、カワウが16、アオサギが11という状況であります。次にプレミアム付き商品券「ありがっさま券」の実施状況ですが、今回紙商品券とデジタ商品券の販売をさせていただいたところがございます。2月末現在の報告をさせていただきます。まず、商品券ですが、販売数は6,715冊、金額しますと4,700万5千円。利用率は96.8%という状況です。利用可能な登録店舗は、この時90店舗と聞いております。一方デジタル商品券は、1期は一口5,000円でありましたので、販売数が485口339万5000円、利用率は98.3%。2期目のデジタルであります一口が1,000円ということで、販売数が1万2,757口、4,854万5,000円、利用率は99.9%でした。利用可能な登録店舗数は66店舗でありました。デジタルの友達登録者数がこの段階で1,845人、観光協会に登録をいただいている方が1,628人おります。ラインでの情報提供等ができる方は、トータルで、3,473人という状況でございます。次に観光ですが、昨年一昨年とほとんどイベントをコロナで中止となりましたが、今年はコロナ対策を十分行いまして、御承知のように東栄フェスティバルを始め3年ぶりにイベントを開催しました。どのイベントも大変多くの皆さんにお越しをいただき、来年度はさらに交流人口の拡大、地域経済の活性化を図り取り組んでというふうに思っています。それからコロナ禍の中で新しい生活様式による

イベント展開を図ることによりまして、観光振興に結びつくことを目的には、大千瀬川での川遊び、大千瀬テラスもそうですが、カヤック体験、のき山学校でのキャンプ、星の観察のイベントを行ったところでありますがどれも盛況でございました。今後もアウトドアを含めたイベントの開催を視野に入れてさらに活性化を図っていかねばならないというふうに思っております。それから、サイクリング歓迎のまち構築事業であります。観光まちづくり協会の事業として令和3年4年の2か年で実施をしてきました。コロナ禍の状況を踏まえながら、電動アシスト自転車を活用したまちづくり事業等、町内ルートを回るコースの構築、それから町内にバイクピットの整備を行っております。単発のイベントでなく継続していける事業として来年度も実施をしております。次に東栄町観光まちづくり協会そのものであります。平成29年度に設立し、地域メディア構築事業、まちづくり担い手作り事業などによりまして、観光によるまちづくりを推進してきました。さらなる事業開拓の拡大を図るために、この4月から一般社団法人化の予定であります。したがって現在の協会の解散を3月17日に、臨時総会をし解散をさせていただきます。それから手作りコスメ体験「なおり」であります。令和3年8月14日に、三信鋳工の子会社であります「株式会社もと」に、事業譲渡をしたところであり、新たな会社での商品の開発に取り組んでこられました。新商品がこのたび完成をしまして販売にこぎつけられました。2月22日からオンライン販売を始めております。また、なおりについてはマスコミでのテレビ放映の効果もありまして、手作りコスメ体験の予約は、埋まっているとのことで、今後とも協会として、協力体制はとってまいりたいと思います。それから新規事業ですが、観光情報を効果的に広報するために、観光まつり協会発信を一元化し、町の編集部として、町や商工会など、関係者の情報を協会ですべて地元のデザイナーや関係する方々に参加をしてもらいまして、協会のウェブサイトやSNS、紙媒体を通じて情報発信をして、来年からしてまいりたいと考えております。最後に幸田町との広域交流事業であります。2021年3月30日に三河町村広域交流協定を締結しております。今回奥三河の宿泊者支援事業として、北設楽郡の宿泊施設で、宿泊をした幸田町民に1人当たり5,000円を助成していただける事業を幸田町で計画をしていただきました。これはしっかりと対応していきたいと思っております。次に事業課関係です。三遠南信自動車道につきましては、令和4年度の補正予算も確保されまして、順調に工事が進捗しております。鳳来峡インターから東栄インター間の工事につきましても、東栄町側の4号トンネルも三輪深谷側から令和3年2月より841メートルのトンネル掘削工事が始まり貫通をしたところがございます。海老嶋の橋梁の工事も順調に進めておりまして、現場の進捗状況も目に見えるようになってまいりました。令和7年度の開通に期待が高まるところでございます。この関係で1月31日に国土交通省に出向き要望活動をさせていただきました。自治体では、長野県代表の飯田市長さん、喬木村の村長さん、静岡県代表は浜松市の副市長さんだったり、湖西市の副市長さん、愛知県の代表は私が参加をさせていただき、経済界からの飯田市の商工会議所副会頭とともに整備の推進と予算の確保について、省内全部署にしっかりと要望して行って参ったところでございます。国道473号月バイパスについては、橋梁も完成し、トンネル工事の契約締結がされたというふうに聞いております。順調に進捗していくもの

と思っております。それから国道 151 号の信号機のある岡本交差点の改良の件ですが、東栄グリーンハウス方面の国道からの進入と併せて検討しておりますが、なかなか公安委員会との協議も詰めめの段階まで進んでおりませんが、全体計画ができなければ先に進めない状況でございます。そういう中で議会にお認めいただいて調査費をつけていただきました。いろんなところで不安をするような流れで広報される方がおりますので非常に残念ですが、少しこの時間はかかるかもしれませんが、しっかりと対応をさせていただきたいと思っております。次に、布川地区の国道 151 号ですが、これは前もちょっとお話をさせていただいたと思いますが、県道八橋中設楽線の合流部等について、順調に進めていただいておりますが、町としてもこの道路改良による振草簡水の水道管敷設替について検討し、しっかりと進めて参りたいと思っております。本年度予定しております町道等の改良舗装の工事につきましては、順調に全て完了できるものと思っております。簡易水道事業についてですが、この議会にもお願いしておりますが、本郷下川農免線の送水管の移設だったり西菌目地区の配尿管布設、汚濁の対策のための中設楽の浄水場の前処理施設の整備等 3 件、それから三輪簡易水道の中継槽の移設設計の 1 件等は年度内完了が見込めませんので、翌年度へ繰り越す予定となっております。それから、下水道も東栄浄化センターの設備等の更新、これも繰り越しとなりますので、よろしくお願い致します。次に住宅リフォーム補助事業です。制度を開始してから 12 年目となりましたので、令和 4 年度は現在まで申請件数 9 件という状況です。年々申請件数が減ってきておりますが、まだ今後も申請者があるというふうに思っております。通算で現在 516 件という状況ですので、来年度も継続をしていきたいと思っております。次に教育委員会関係ですが、東栄町成人式として行っておりましたが、今回からは二十歳を祝い会として 1 月 8 日に開催をしたところでございます。コロナ禍の心配もございましたけども東栄中学校でコロナ対策をしっかりと行った上で、数人の欠席はありましたが、無事開催することができました。それから 1 月 14 日に第 15 回の愛知県市町村対抗駅伝競走大会が愛・地球記念公園の会場で実施をしました。本町も監督コーチを始め選手の皆さんはもとより、それをサポートしていただく関係者の皆さんにもしっかりとサポートをいただきました。無事完走したタスキをつないでいただきました。選手の皆さん、夏から練習に励んでいただきました。12 月の 11 日には議長にも出ていただき結団式を行い激励をさせていただきましたが、順位は残念ながら前回の大会と変わらないわけでございますが、3 月の広報紙も掲載をさせていただきましたが、小学生女子町村の部で走られた狭石さんが 6 位入賞されましたので小学校で賞状を伝達させていただきました。来年度もみなさんの活躍をぜひ期待をしていきたいと思っております。次に 1 月 24 日に東京ビッグサイトで B & G の全国サミットに教育長と出席をさせていただきます。B & G も 3 年ぶりの開催でございましたけども、全国 386 か所の海洋センター所在自治体から 250 人を超える市町村長始め副市町村長、教育長など 700 人の参加がございました。実は B & G 財団はこの 3 月で 50 周年を迎えるということでございます。私どもも数年前に B & G 体育館・プール改修の助成をさせていただきました。今後とも、B & G 財団とは連携をとりながら、特 A を維持しながら B & G 事業を今後も進めて参りたいと思っております。次に 2 月 7 日、第 2 回東栄町総合協議会を開催させていただきました。議題の一つ目は令和

4 年年度に予定していました事業等の進捗状況を報告させていただき、二つ目が令和 4 年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価、中間報告させていただきました。最終的には、執行状況の点検評価は、令和 5 年 9 月の総合教育会議で協議をいただいて、9 月議会に報告した後に公表ということになります。そして、三つ目が令和 5 年度教育方針について方針案を委員の方に説明し、御意見をいただいたところでございます。この令和 5 年度教育方針は、本日この後、議会定例会で教育長より説明をさせていただきます。4 つ目の中学校海外派遣ですが、今年度もコロナの影響で海外の渡航ができないということでございますので、代替事業として留学生との交流それからカナダ R C A 校とのオンライン交流を行うということでございます。この件につきましては 1 月 2 7 日に海外派遣事業の検討委員会を開催させていただきまして、中学校の海外派遣事業の中止を決定したところでございます。5 月 24 日から 26 日に関西京都方面で留学生との現地交流会を行うことになっております。カナダ R C A 校とのオンライン交流も実施をさせていただくということで当初予算に計上しておりますので、よろしくお願い致します。最後その他であります。来年度コミュニティースクール設置に向けての検討もして参ります。それから小中学校の長寿命化計画の策定委員も取り組みたいと思っております。令和 7 年 4 月に東栄中学校が 50 周年を迎えるに当たりまして節目となる年でありますので、この令和 7 年に向けて取り組むべきことを、来年度から整理をしていくための準備を行ってまいりたいと思っております。令和 5 年度の文化祭関連事業の行事につきましては、10 月 28 日から 11 月 5 日の 9 日間での内容等の御意見等を伺いましたので、来年の文化祭関連事業の内容はしっかり詰めて参りたいと思っております。それから愛知県立田口高等学校の第 3 回の学校運営協議会は、実は明日開催をされますので。内容等について、その都度必要に応じて、報告をさせていただく予定でおりますので、よろしくをお願いいたします。それから中学校の卒業式も明日 7 日でございますので、議員の皆様にも御出席をいただき、22 名の卒業生をやっていただきたいと思っております。ちなみに小学校の卒業式は 20 日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それから北設楽郡のスポーツ教室の開催も今年はドラゴンズの方から 2 名の現役のプロの方に鈴木投手、掛川市の出身です。それから伊藤康祐外野手は蒲郡市出身ですが、身近な方が 2 名選手の御指導いただきました。設楽中学校、東栄中学校から、両少年野球の皆様に参加をいただきまして 75 名の方に参加をいただきました。充実した教室ができたと思っております。プロバスケットボールの三遠ネオフェックスであります。少し先の話でありますけれども、来月の情報提供だけさせていただきます。東三河 8 市町村で三遠ネオフェックスを応援しているということは御存じだと思いますが、バスケットボールで東三河に笑顔と活力をとということで、各市町村の皆さんを試合に無料で招待していただける日が設けられております。変更になりましたので 3 月の予定でございましたけれども、奥三河デーとして 4 月の 29 日と 30 日の 2 日間が対象となりますので、ぜひ都合のつく方は、応援に出かけていただきたいと思っております。以上で長くなりましたが、行政報告を終わらせていただきます。引き続き、令和 5 年度の各会計予算初め諸議案、御審議をお願いするに当たりまして、所信の一端と予算の大綱を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解とより一

層の御協力をお願い申し上げます。コロナの話は冒頭お話をさせていただきましたが、国内の発生から3年が過ぎて新しい局面へ移行しようとしております。先ほどお話ししたように国においては、新型の感染症法上の位置づけは、5月8日から現在の2類から季節性のインフルエンザなどと同じ5類に移行する方針が決まっております。マスクは先ほど言いました3月13日からは、マスクの着用を行政が一律にルールとして求められのではなく、着用は各個人の判断になることを基本として、感染防止対策とマスク着用が効果ある場面などを示して、一定の場合にはマスクの着用を推奨するというマスク着用の考え方の見直しが決定をされております。そういった中でありますが、今後も国県の動向を見ながら、一定の防止対策をとっていかなければならないというふうに感じております。さらに、アフターコロナを見据えた施策を展開することで、町民の皆様に安心して暮らせるよう努めて参りたいと思っております。こうしたことを踏まえた中で令和5年度にあたっては、第6次総合計画の後期計画のまちづくりの目標である「暮らし続けられるまちを未来につなぐ予算」として編成をしております。また4月に町長選挙を控えているということから、骨格予算を意識して編成をしておりますが、緊急を要する事業、国県の補助金等は見込まれるものについては、当初予算に計上しております。一般会計の総額予算は、34億7,200万円、対前年比で16.7%減額となりました。減額の要因で最も大きいものは、診療所・保健福祉センターの整備事業を完了したことによります特別会計への繰出金が大きく減額したことでもあります。一方で、新規事業としてはコンビニの納付等の導入事業、家屋評価システムの導入事業、地域包括ケアの推進計画・体制整備事業です。それから町の編集部事業、小中学校長寿命化計画策定事業、コミュニティースクール検討事業及び東栄中学校50周年記念事業検討事業などを盛り込みました。特別会計では簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の3会計が地方公営企業会計に移行をしております。国民健康保険特別会計と東栄診療所特別会計は、建設工事の完了によりまして、大幅に減額をしたところでもあります。一般会計と公営企業会計を含めた12特別会計予算総額は、50億5,869万円、対前年比で20.4%の減額となりました。

それでは、今議会に上程をいたします議案につきまして、御説明を申し上げます。今議会には議案27件、同意案1件を上程いたしましたので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。では各議案について簡略に説明いたします。議案第4号「東栄町個人情報保護法施行条例の制定について」は、個人情報保護に関する法律一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を整備するために制定をすると共に従前の東栄町個人情報保護条例を廃止するものであります。議案第5号「東栄町観光施設等整備管理基金条例制定について」は、寄附を受けました西菌目地内の建物を計画的に整備管理するために同じく寄附を受けた1,000万円を原資として積み立てるものであります。議案第6号「東栄町国民健康保険条例一部改正について」は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産一時金増額するとともに賦課限度額及び軽減判定所得の基準額の見直し等をするものであります。議案第7号「東栄町町営住宅管理条例一部改正について」は、県営下田住宅を県から町に移管することに伴い条例に追加するものであります。議案第8号「東栄町簡易水道基金条例等一部改正について」は、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い所要の

改正をするものであります。次に、議案第9号「東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について」は、児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた一貫性のある支援体制を目指すため、適切な文言に改正するとともに委員会の名称を東栄町教育支援委員会に改称するものであります。議案第11号「町道路線の廃止について」は、林道峯山線の開設工事に伴い、町道長沢軒山線の一部を廃止するものであります。議案第12号「令和4年度一般会計補正予算第12号について」ですが、今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,496万1千円を減額し、総額43億6,310万2千円とするものであります。歳出における補正の内容は、主に精算によるものであり、歳出における補正の内容は主に清算によるものであります。その中で増加する主なものにつきましては、電気料高騰に伴う役場を始めとする公共施設の光熱水費203万円、とうえい健康の館指定管理委託料500万円、地域生活支援事業86万7千円、子供子育て支援金の返還金104万7千円、配食サービス事業委託の14万円、出産育児応援給付金関係システム導入委託料198万円、母子保健衛生・感染予防事業の過年度の精算に係る国庫返還金14万7千円、新型コロナウイルス接種体制確保事業委託料25万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業の過年度の清算に係る国庫返還金291万6千円、火葬場の空気清浄機47万1千円、北設営農センターの田植え機購入に対する負担金17万3千円、有害鳥獣駆除委託料47万5千円、森林環境保全直接支援事業補助金14万円、あいち森と緑づくり事業委託料798万6千円、境界明確化事業委託料299万2千円、間伐材搬出等補助金257万2千円、とうえい温泉修繕料667万円、原油価格等高騰対策事業補助金として、株式会社とうえいに583万円、後藤弘道さんからの寄附金により小中学校の教材備品購入として21万1千円、森づくり基金積立金284万5千円、観光施設等整備管理費積立金に1,000万円を追加計上しています。一方、減額の主なものとしましては、北設情報ネットワークの運営負担金で342万2千円、開催回数が減ったおいで家の支援委託を760万円、東三河広域連合介護保険事業負担金540万円、インフルエンザ予防接種費用の助成金170万円、北設広域事務組合負担金587万6千円、かんがい排水及び農道改良等に係る山村振興営農環境整備事業で330万6,000円、里山林環境整備事業補助金175万円、危険木伐採事業補助金565万9千円、原油価格等高騰対策事業補助金803万9千円、事業持続・売上減少対策応援金633万9千円、橋梁補修設計業務委託料952万2千円、町道改良工事1,800万円、緊急傾斜地崩壊対策事業負担金312万5千円、搬入土量検収委託料288万2千円、カナダ派遣から国内語学研修に変更した中学生の海外派遣事業で513万2千円、高齢者いきいき健康増進基金積立金1,800万円等であります。特別会計への繰出金は、国民健康保険特別会計で598万1千円、後期高齢者医療特別会計213万5千円、簡易水道特別会計232万3千円、公共下水道事業特別会計36万6千円、農業集落排水事業特別会計175万6千円、東栄診療等特別会計3,836万2千円、いずれも減額となっております。歳入については、地方交付税の追加計上等により財政調整基金繰入金1,523万4千円、減債基金の繰入金は9,000万円を減額することができ、次年度の財源に充てることはできます。次年度に繰越す事業については、役場庁舎の自家発電設備修繕を始め9事業を計上しております。次に議案第13号「国民健康保険特別会計」から議案第18号「東栄診療所特別会計」までの補正予算については、ほとんどが精算による

ものでありますが、簡易水道特別会計であります本郷下川農免線送水管移設事業を含めた4事業、公共下水道事業特別会計では東栄浄化センターの設備等更新事業を次年度に繰り越しをさせていただきます。議案第19号から議案第31号までの「令和5年度特別各会計予算」につきましては、各会計ごとに説明させていただきます。まず、一般会計ですが主な内容については既に説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきますが、予算総額で34億7,200万円、前年度比6億9,400万円の16.7%減となっております。次に国民健康保険特別会計であります、予算総額4億3,582万3,000円を計上し、前年度比33.2%の減であります。次に後期高齢者医療特別会計につきましては、予算総額1億2,714万3,000円を計上し、前年度比0.3%の増となっております。次に東栄診療所特別会計についてですが、予算総額が3億7,920万円を計上し、前年度比55.4%減という状況であります。各財産区会計は前年度と変わりはありません。次に簡易水道事業特別会計につきましては、支出総額ベースで2億8,836万7,000円を計上、10.3%の減であります。次に公共下水道事業特別会計につきましては、支出総額ベースで3億57万1,000円を計上前年度比で43.2%の増となっております。次に農業集落排水事業特別会計につきましては、支出総額ベースで5,520万5,000円を計上、前年度比で73%増となっております。令和5年度当初予算については以上であります。最後同意案第1号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります、令和5年3月31日で任期満了になる委員について選任同意をお願いするものであります。たいへん長くなってしまいましたが、これが最後になります町長として皆様の御支援をいただきまして、町政を担当させていただいてきました。ここまで無事に務めさせていただきました。この場をお借りしまして、心から感謝を申し上げます。まだ、この3月議会を御審議いただくわけではありますが、御協力をいただきありがとうございました。公平公正は、私の1番の心情であります。自分が生まれ育った東栄町のため、また育てていただいた町のために全力で今後も頑張りたいと思いますので、この任期を含め最後となりますので、御礼を申し上げまして、行政報告と大綱説明とさせていただきます。そのあとの細かい説明につきましては、副町長及び担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い致しまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

----- 教育方針説明 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第6「教育方針説明」を行います。教育長の説明を求めます。

（「議長、教育長」の声あり）

教育長。

教育長（佐々木尚也君）

令和5年度の東栄町教育方針を御説明申し上げます。この東栄町教育方針は第6次総合計画に示した基本構想の実現を目指して教育の方向性や重点を示すものです。以下「1 学

学校教育」「2 家庭地域による連携教育」「3 生涯学習・生涯スポーツ」「4 文化の保存と継承」「5 多様な学びの場」の五つの基本施策に沿って、次年度の重点を説明いたします。初めに、学校教育についてです。学習指導要領は、社会に開かれた教育課程及び主体的対話的で深い学びをキーワードに子供たちが未来社会を切り開くための資質能力を育成する。知識の理解の質を高める。確かな学力を育成する。豊かな心や健やかな体を育成するということを目指しております。重点事項は、子供の状態や社会の要請を反映し、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実、情報活用能力の充実、個に応じた発達の支援などとなっております。東栄町では、平成19年8月に校長会から報告された東栄町が目指す学校教育をもとに、学校教育活動を進めてまいりました。そこには、基礎的基本的な力を確実に身につけ、自ら考え学び取ること。命を大切にし心身のたくましさと社会性を身につけること。郷土の自然、文化、歴史に学び、ふるさと東栄を愛することの3点が示され、伝統的な天地人教育の目標も反映されています。また小学校と中学校の連続性に着目することの必要性も述べられています。そして、実施計画第3期に入った第6次東栄町総合計画では、学校教育について一人一人に応じたきめ細かな教育の推進、知徳体が調和した教育の推進、連携教育の推進、食育活動の推進、小中学校の施設設備の充実、高校への就学支援の6点を掲げ、これに沿って取組を進めています。各学年20人前後の学級は、一人一人の児童生徒に先生の目が届き、手もかけやすい規模です。この長所を生かして一人一人の課題を明らかにする教科指導や子供の置かれている状況を丁寧に捉え、個に応じて育てる生徒指導を推進します。また特別支援教育では、支援員の配置によって学校生活を充実させるとともに保育園や外部の機関との連携を密にして、子供の成長に最適な教育の実現を図ります。知徳体の調和は、教育の不易であり今年度も変わることなく推進してまいります。特にここ数年小学校中学校とも地域を学ぶ、あるいは地域の方に学ぶ機会を増やしてきました。ふるさとに目を向ける体験活動を今後も一層推進し全人的な成長を目指します。また東栄小学校に2年間にわたって取り組んでいただいた授業改善の研究を生かし、主体的に学び合う子供たちを育てたいと考えております。令和2年度末に整備していただいた1人1台タブレットは教科や総合的な学習の授業を初め、学校生活のいろいろな場面で活用し、感染症による欠席の場合の対応にも役立っております。今後は、個人が希望する学習に取り組めるようにするために家庭への持ち帰りを検討して参ります。保育園と小学校と中学校の教育の連携については、目指す子供の姿を保育士さんや先生方にお示しし、つながりを意識した保育や教育に取り組んでいただいております。将来、子供たちがそれぞれ選択した社会で自分の生活をつくる力を育てるということを第一に考えてどの子供にとっても本当に必要な体力、物の考え方、知識と技術は何かを精選し東栄町の義務教育で育てる力について検討を続けるとともに学校運営協議会を組織して、保育園や学校、保護者だけでなく、地域の皆さんも教育に関心を持って子供たちに関われる体制を整えてまいります。食育の推進は栄養職員を中心に地元産食材の利用、教育、給食の歴史をたどるメニューや季節を感じさせる献立の提供、食事についての対話など様々な工夫を凝らして取り組んでいます。食は命の源、生活の基本であり子供たちの意識が高まるよう継続して働きかけて参

ります。施設設備の充実について4年度は中学校のトイレの一部洋式化、他の改修を行い小中学校での感染症予防のための機器を購入しました。特に中学校については、喫緊の補修を行うだけでなく総合的な診断をして、長期を見通した改修計画を立てる必要を感じており、そのための調査を計画しています。さらに、1人1台タブレットの更新のための財政措置について各所への働きをいたします。また、高校への就学に対する支援についても、これまでと同様に対応をして参ります。基本施策2の家庭地域による連携教育では、地域の方の小中学校の授業等への参加とともに小中学生の地域活動への参加を働きかけ、特に、中学生の自治活動への参加意識を高めてまいります。その基盤として、小中学生が地域の方と活動する場面を増やすよう今年も努めてまいります。また、学校運営協議会を立ち上げ、地域の声が学校経営に反映する仕組みを具体化します。さらに、B&Gの活動として子供が様々な体験ができる場をつくりたいと考えております。基本施策3の生涯学習、生涯スポーツでは、各活動の充実を及び総合社会教育文化施設の充実と利用促進を挙げています。活動の充実のためには、率先して活動を進める人材が必要です。各団体でのリーダーの育成や人材の発掘を本年度もお願いをして参ります。さらに、活動方法や組織の見直しを工夫して活動が長く持続できることを目指します。また総合社会教育文化施設については、有志の皆様方の郷土めぐりの会は、町民文化祭で民芸館の所蔵物を活用した展示をしていただきました。さらに戦争を体験された方々から丁寧な聞き取りをされ、冊子「あなたの声をつなぎます」を発行していただき、貴重な資料を残してくださったことに感謝をしております。こうした活動を今後も後押しするとともに広報活動の工夫や企画展など魅力化の方法を検討し、さらに他の各施設の方向性についても検討を続けて参ります。基本施策4の文化の保存と継承では、後継者育成の支援と文化財の保存、継承、環境づくりを挙げています。花祭もコロナ感染症の影響によって、2年間続けて休止あるいは縮小しての実施でしたが、令和4年度各地区で感染防止に配慮し、様々な工夫をして衰退することがないように伝承するという強い気持ちを持って、従来に近い形で取り組んでいただきました。花祭だけでなく、盆行事などの民俗文化の保存継承は、何よりも地域の方々にとって切実な願いであります。高齢化と人口の減少が根本的な課題ではあるものの、未来の担い手である子供たちの育成を進める一方で、各地域の代表の方の意見交換の場を設けるなどして、継承を可能にする方策を探って参ります。また、花祭会館については、令和4年度に展示物の整理を行いました。今後も展示物の入替えなどに継続的に取組、町の内外に向けて、花祭の理解とPRに寄与できる施設として、充実を図ってまいります。基本施策5の多様な学びの場では、人権尊重の推進、男女共同参画社会の推進、国際化・国際交流の推進、学力を強化する機会の提供を上げています。コロナ感染症の影響により、令和2年、3年度に続き、令和4年度も中学生海外派遣事業を中止し、その代替措置として2泊3日で外国人留学生とともに関東方面へ出かけ、バスの車中とホテルで英語に浸る語学研修を実施しました。さらに、従来の交流校であるカナダの中学校と11月中旬に3日間のオンライン交流を実施いたしました。今後もグローバルな人材育成を目指して、小中学校の授業を通して使える英語を習得し、進んで外国人と関わろうとする意欲の向上を図ります。そのためにALTの活用法を始め、授業をさらに工夫するとともにタブレット端末を活用し

て会話の力を高める方法を検討します。また、特に中学校では、外国語を使う目的意識を強く持たせるよう努めます。また、中学校1年生を対象とした地域未来塾を継続し、学習の補強を充実して参ります。進路を実現したい得意な分野の力を一層伸ばしたいなど全ての生徒や保護者の多様な御要望にお応えできる方法を探りながら、基本的な学力を充実して学校の授業を補い、授業への抵抗を和らげ、学校生活への適合を応援できるよう努めて参ります。さらに、学校での学習や活動の様子を広く町民の皆さんに知らせる工夫をしたり、学校の外に学習の場や発表の場を広げたりすることで、まち全体で取り組む教育の実現に近づき、子供にとっては1人の町民としての自覚を育てたいと考えています。以上、令和5年度の教育方針について、第6次東栄町総合計画を中心に主な事項を御説明申し上げます。本年度もコロナ感染症の影響が予想されますが、学校教育については、学びを止めることがないように、また社会教育についても、途切れることのないように配慮しながら充実を図ってまいります。学校教育は、どの子供も等しく幸せになれるように、全ての子供に主役になる場を与えて力を伸ばしていく営みです。保育園から中学校卒業までの子供たちの成長について、町民のみんなで理解をし同じ気持ちで次の世代の東栄町民を育てるための組織づくりを進めます。また生涯学習や生涯スポーツ、文化の継承については、町民の皆さんに関心を持っていただき、1人でも多くの方の参加しようとする気持ちを高めたいと考えています。そのために子供にも町民の皆さんにもわかりやすく教育についてお示しをし、誰もが役割を持って参加できることを目指していきたいと思っております。議員の皆さんには、今後とも御理解、御協力をいただき、御指導賜りますようお願いを申し上げます。以上で説明を終わります。ありがとうございました。

~~~~~  
議長（原田安生君）

これより、議案審議に入りますが、本日議了したい議案がございますので申し上げます。日程第7、議案第3号「東栄町議会の個人情報保護に関する条例の制定について」、日程第8、議案第4号「東栄町個人情報保護法施行条例の制定について」日程第10、議案第6号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第14、議案第10号「東栄町議会委員会条例の一部改正について」、日程第15、議案第11号「町道路線の廃止について」、日程第36、議案第32号「東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について」、日程第37、同意案第1号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」以上7案件は、本日の議会審議の後、議了予定をしておりますので、御了承の上、お願いを申し上げます。

（「議長、異議あり」の声あり）

議長（原田安生君）

いったい何の異議ですか。

1 番（浅尾もと子君）

ただいま議長がこの場で諮るとおっしゃいましたので、この案件、今の言われた案件について、即日議了するかどうかは、今議会の判断に委ねられたものと理解しております。私は特に、議案第 3 号の「東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」そして議案第 4 号「東栄町個人情報保護法施行条例の制定について」この 2 点については、複雑な法改正に伴うものであり、さらに住民の個人情報の取扱いを大きく変えるものであるという重要性を鑑みて、本日即座に議了するのではなくて、総務経済委員会で付託して、審議を行った上で判断するべきと考えます。

議長（原田安生君）

他に御意見ございますか。

（「進行」の声あり）

ないようですので、今から反対者が出ましたので、挙手により確認をさせていただきます。本日の審議で議了したい案件が 7 件ございます。それに、同意できる方は挙手をお願いします。

はい、挙手多数でございます。よって本日の 7 案件は、議了予定をさせていただきます。

----- 議案第 3 号 -----

議長（原田安生君）

それでは次に、日程第 7、議案第 3 号「東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

議案第 3 号、東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。提出者東栄町議会議員 伊藤芳孝。賛成者、東栄町議会議員 加藤彰男。前後しますが、23 分の 23 ページ、提案理由をお願いします。この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるから、議会の議決を求めるものであります。この制定に至る経緯につきまして、これまで多くの都道府県の個人情報保護条例や、市町村の個人情報保護条例では、地方議会も条例の対象となり、個人情報保護に関する判断となる基準が定められていたのですが、新しい個人情報の保護に関する法律の規定は、地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、地方議会は、同法の適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に、議会における個人情報の取扱いは、その自立的な対応に委ねられることとなりました。このため、東栄町議会として、今回、町議会における個人情報の取扱いに関する規律を定めるため、個人情報の保護に関する法律や、東栄町個人情報の保護に関する法律

施行条例の規定の内容を踏まえつつ、第1条から第57条以上について、規定した東栄町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提出をしました。第1条から57条における条例の主な内容を4点申し上げます。一つ目は、議会を保有する個人情報の取扱いについて必要な事項を定める。二つ目は、議会は、議会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことについて定める。三つ目が、議会の保有する事項を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができることについて定める。四つ目が、議会事務局の職員または職員であった者等が正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを、提供したとき等の罰則についてされない。これらが、今回の条例における主な項目でございます。もう一度23分の23ページのほうをお願いします。附則この条例は令和5年4月1日から施行する。以上でございます。説明終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅尾もと子君）

2点お尋ねしたいと思います。まず1点はですねこの条例案に盛り込まれている、仮名加工情報及び匿名加工情報という記述についてであります。今回特に問題と考えるのは匿名加工情報についてであります。特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもので、法改正によりますと、本人の同意なく第三者に提供ができるものとされておりまして。提案者がおっしゃっていたとおり地方議会は、今回の改正個人情報保護法の適用対象外であります。自治体などとは違い、この匿名加工情報を取り扱う義務がないわけでありまして、条例案から、仮名加工情報及び匿名加工情報を削除するべきではないかという認識で1点目お尋ねしたいと思います。本条例によって町議会は、仮名加工情報及び匿名加工情報について、どのように作成し、利用することが可能となるのか。つまり、利用するのかわからないのかということではなくて、できるのかできないのかということ伺いたいと思います。これら2情報について町民が、もしも自分の情報を使わないでほしいと求めた場合には、利用を停止することができるか伺います。2点目は、保有個人情報の開示について伺いたいと思います。議会における保有個人情報とは、具体的にどのようなものがあるのか伺います。例えば、陳情、請願者の情報でありますとか、陳情請願署名の署名でありますとか、傍聴者の名簿でありますとか、各種委員会の委員の情報や、もちろん議員の情報など、たくさんあるかと思っておりますけれども、どんなものがあるか、教えていただければと思います。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（伊藤芳孝君）

確認します。2問目は30日以内というのが、通告にありましたか。いま話をされましたか。

（「今はしておりません」の声あり）

ついでに出しておいてください。すいません議長。

議長（原田安生君）

3回しか質問ができないので、今の質問で切るしかない。

5番（伊藤芳孝君）

それは後になるの。通告がややこしくてね。これは個人情報の保護に関する法律の改正であります。そういうことで、本議会としても条例制定の必要が生じたということになります。国の方の改正から外れたわけですね議会在が。そういうことで、1か月前に2月の7日に議員提案でありますので、議員協議会を開いて、そこで取り上げて協議をしたわけがあります、1か月前です。その時に、いま質問された浅尾委員は、はっきりと反対表明をされたんです。反対表明を。議運ではそういうことで、反対を先にされたので、2回目の議運の時には、そういうことなら質疑がなくても、討論に入っていいんじゃないかと。普通の執行部から出てくる議案のように委員会付託をして、そこで反対が出た場合は本会議は、すぐに討論に入ることになってるわけです。それと同じように、議員協議会の方も、そういうところで反対が出たので、討論でいいんじゃないかということで議運としてはそう決めただんですけど、本人の強い要望が上がってきて、それを議長もお認めして、そういうことなら通告書を出してくれと。通告書をもらいたいということになりました。それが、先週の火曜日です。火曜日にそういう話のできたので、通告は2日あれば、木曜日に出してもらえればいいではないかというような話になったと思うんです。ところが木曜日になっても金曜日になっても出てこない。それから先は土日ですね。土日休みなんですよ。その日曜日、昨日の観閲式の時に私は通告書ももらったわけです。その辺から言っても通告の意味がわかってないんじゃないかなと。通告というのは事前に言われた時に、出して、そして良い答弁をもらうためにやるわけです。それで議会でしっかり議論してということになっているわけです。その辺がいきなり出してきて脅かしてやろうかなというようなそういう通告に見えるんです、いままでも。日曜日ですから、例えば全国議長会に相談かけるといっても休めで誰もいないです。ここの職員も休みなんです。そしてまた今朝も通告があったんですね。そういうふうですので十分な答弁はできないかもわかりません。私たちもこんな分厚い資料を全部勉強仕切れるものではないんです。そういうところで十分な答弁できないかもわかりませんが、お答えできることはお答えしたいと思います。そして、私からは2問目にありましたのを先に答えさせてもらいます。そのあと1問目は、加藤議員

に答えてもらいます。2問目の議会における保有個人情報とは具体的に何があるかというような質問がありました。議会を保有している個人情報の例としてはですね、請願・陳情の署名簿や、参考人、公述人、直接請求代表者に関する情報など住民等から議会へ提供されたもの、そして傍聴の受付表、氏名入りの住民アンケートなど、議会自身が取得した個人情報。そして退職職員を含む議員の経歴などの情報、そして、また議会事務局職員の人事の情報などが保有個人情報としては考えられます。以上です。

(「議長、7番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、7番。

7番(加藤彰男君)

では浅尾議員からの質問についてお答えします。今の提案者の伊藤芳孝議員から全体についての話がありましたので、加工情報の点ですね。これは先月の東三河広域連合議会でも個人情報を議会としてというところで質疑がありました。その点でもこの加工情報の質問がありましたが、ちょっと率直に質問者の意図とですね、答弁がなかなかかみ合っていないのかなという印象もありましたが、答弁自身といたしましては、現時点では、議会として、入手作成活用は想定していませんということになります。そして、もし扱いがある場合は、この条文に沿って取り扱い、なおかつ、利用の停止については、38条以降の用途の部分として扱っていくというふうに、これを言うところでは終わるわけですが、今のようなことがどうして想定されていないかということについて説明させていただきます。よろしいでしょうか。今回の提案者の方からもありましたように、個人情報保護法改正されたということになるわけですが、これはその手前として、民間業者を対象した個人情報保護法と、それから国など行政機関を対象にした行政機関個人情報保護法という二つ目。さらに独立行政法人等におけるということで、独立行政法人等個人情報保護法という3本の法律があったのを一つにしたというふうになるわけです。ですから今回のところでは、民間業者のところの、いわゆる今までの個人情報保護法も入っているというふうに、まず理解する必要があります。では、これまでの個人情報保護法、民間をベースにした保護法はどうなっているかといいますと、実は2015年に匿名加工情報が既に改正されています。つまり、既にこれまでの個人情報、個人情報保護法の中にはもう既に入っているというふうになります。それから、個人情報保護委員会の設置もこの2015年に行われています。さらに、2020年のところでは、個人保有個人データ、先ほど質問ありました。それに関する利用停止等のことも既に2020年の改正で入っています。そして加えて加工情報のところも、さらに加わっています。このように2015年2020年既にこれまでの個人情報保護法の中に織り込まれている内容だという点をまず理解していきたいというふうに思います。それで先ほど提案者から言いましたように今回その三つが一つになったというふうになりますから、いわゆる民間と行政機関、それから独立法人のものが一本の法律で規制されたというふうになります。それで加えてもう一つありますのが、説明があったように国の国会と

裁判所それから地方議会については、この新しい個人情報保護法の中では入らないというふうになってるんですね。ですから、それが今回この議会で、条例をつくらなきゃいけないというふうになります。日本全体としては、新しい個人情報保護法によって全体が法的なところで整合してくわけですから、当然この議会においても、その法のもと新しい法のもとにおける個人情報の保護の仕組みをつくらなくてはけない。それがまさに加工情報等を盛り込んでいくというふうになります。ただし様々な分野での個人情報があるわけですから、いま浅尾議員が言われるように、議会はということは、議会については、これに関しても該当しないけども法的な水準を担保するという点で、これが必要であるというふうになります。それともう1点のところで提案者の方からもありましたけども、個人情報とは一体何かというところで、いま説明がありました。実際の運用等については、例えば他の議会においては、審査会情報公開及び個人情報審査会ということで議会の場合は多くの議会では、行政側の審査会の方に維持をしてるわけですね。ですから、その審査会のところで今後どういうふうに運用するかというところで、最終的な確認作業、部分が必要かと思いますので、それを踏まえて先ほど説明があった個人情報の範囲というのはそういうふうに、想定されているというふうに理解していきたいと思えます。以上です。

議長（原田安生君）

他に質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅井もと子君）

ただいまお答えいただいた2点について再度お尋ねしたいと思います。通告では載せておったんですけども、町民が議会が持っている自らの個人情報について、開示を求めるという手続をとった場合に、議会の側がその情報を開示するのに必要な開示する期限ですね、現行の原則15日以内から30日以内に延長されるという点について伺いたいと思えます。私は、議会には延長を要するほどの情報たくさんないのではないかと考えますので、これは現行の原則15日以内のままでよいのではないかと考えます。認識を伺います。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

7番。

7番（加藤彰男君）

これは他のところでも、そういうような質問があるということを知っていますが、基本的に法のところで30日ということですから先ほど言ったように新しい個人情報保護法下において、どうやってそれを整合するかということですから法における30日ということによろしいかと思えます。以上です

(「議長、5番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、5番。

5番(伊藤芳孝君)

ただいまの件についても補足をします。個人情報保護に関する法律の改正によって条例制定が必要になってきたものでありまして、わかりにくい部分もあるわけですが、初めての制定であってある程度余裕を持ちたいということがあります。30日というのは本町は、都市部と違って事務局職員は1人です。事務量にもばらつきがあります。また一つ例を挙げれば県や郡の会長職が回ってきたようなときは大変です。そういうこともありますので30日ということなんです。逆に15日以内に開示の必要なものがどれだけあるのかとそういったことも今後の検討が必要になってくるかもわかりません。運用してみても不都合なことは一部改正もできます。そういうことでいいと思います。ただし、30日以内ということですが、今までと同様できるだけ早く処理をするということは当然だと思います。以上です。

(「議長、1番」の声あり)

議長(原田安生君)

1番、3回目です。

1番(浅尾もと子君)

最後の質疑でございます。加藤議員から御答弁いただいた件でございますが、私の質問は、仮名加工情報及び匿名加工情報をこの条例で、作成利用することができるかどうか、可能なかどうかということをお尋ねしたかったものであります。現時点では、活用を想定していないというのは、東三河広域連合の事例として御紹介いただいたものと思いますので町議会としての態度はちょっとわからないというところでございますけれども、私はこれ2情報を利用すべきじゃないというふうに考えますので、お尋ねいたします。条例案の52条で、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定めるという文言がございます。議長が定めたのであれば匿名加工情報を作成したり、利用したり、外部に提供したりすることが可能なのではないのでしょうか。できるのか、できないのかという点で伺いたいと思います。

(「議長、7番」の声あり)

議長(原田安生君)

はい、7番。

7番(加藤彰男君)

前提の部分が改めて確認で理解しておきたいんですけども、民間業者が個人情報取扱いしてくるといふ部分が個人情報保護法のこれまでの中に入ったということです。そういう中において、匿名化というか、加工情報をしていくということが必要だったというふうに考えて、まずそこ理解していただく。ならば議会としてそれが、ありうるのかということが、広域連合の議会の答弁もそうですけども、それはないと。ただし繰り返しですけど法の下で、それが網羅されてる中において、この議会においても、その法の下を担保する点では、これを入れることによってですね、そういうことを個人情報保護の観点から、この加工情報について制約、制限をしていくというふうな理解をしておきたいと思います。以上です。

議長（原田安生君）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。

（「反対です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に反対の立場で討論を行います。今回の議案は、国の個人情報保護法の改正に伴って、東栄町が町の個人情報保護条例を廃止し、これまで、同条例に定められておりました議会における個人情報の取り扱いを議会として、新たに条例をつくって定めるというものであります。個人情報保護のために、新たな条例をつくるということは当然のことと考えておりますが、以下3点から議案に反対したいというふうに思います。1点目は、質疑の中でも述べましたが、仮名加工情報、匿名加工情報を定義しているという点であります。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもので、本人の同意を経ることなく、企業など第三者に提供することができるものとされております。質疑の中でも御説明がありましたけれども、私たち東栄町議会、地方議会はですね、今回の国の改正個人情報保護法の適用対象外であります。匿名加工情報を取り扱わなければいけない法的根拠がございません。この条例をつくるに当たっては、議会がそれぞれの立場で自律的に判断することが求められているわけであります。とりわけ東栄町議会、職員も少ないということをおっしゃる方がおられましたけれども、まさに東栄町議会が、この匿名加工情報を取り扱うということは、情報漏えいのリスク、職員の管理リスクの増大を招くだけで、メリットはないものと考えます。加藤議員から答弁いただきましたけれども、広域連合では、この匿名加工情報の利用については想定していないということで、東栄町議会についてもそういった認識であるのかと思いますけれども、ただこれを利用できないかどうかということは、御返事をいただけない

かったと思います。議長が変われば匿名加工情報を作成して、外部に提供するということが可能なのではないかという疑念が私には捨て切れないわけであります。万が一匿名加工情報を事業者に委託して作成させる。また、本人の同意を得ないで第三者に提供するとなった場合にデータの加工を依頼する事業者から個人情報があるまま漏れる可能性もありますし、加工した情報であっても提供先に渡った情報が万が一漏えいするなどした場合には、町民から議会に対する信頼っていうのが本当に失われかねないと思うものです。本議案で、匿名加工情報を作成利用を前提としているのかのような文言を盛り込んだこと、私は反対したいと思います。2点目は、この条例によって町民が議会が持っている情報について開示請求をした場合の回答の期限が現行の原則 15 日以内から 30 日以内に延長されるという問題であります。これは議会が自律的に決めることができる条文でありますので、特段たくさん情報、個人情報を議会が収集しているとも考えられませんから、現行の 15 日以内とすべきだと考えます。最後の3点目は、何よりも審議が不十分だということであります。2月7日の非公開の全員協議会で、議員はそれぞれ条例案に対する意見を述べました。しかし、条例案に係る質疑は、本日この本会議で許可された1人3回の質疑が全てであります。条例案は、町議会が個人情報をどのように取り扱うかという重要な議案であり、住民に対する約束であります。しかし2月28日の議会運営委員会では、議会事務局長は、本議案について初日議決をお願いしたいと提案しました。伊藤芳孝議運委員長は、議員提案であり町村議長会が出している、つまりひな形を出しているという意味だと思いますけれども、町村議長会が出しているので、委員会付託しなくてよい。また本会議なので、質疑なしで討論に入るという趣旨の発言をしました。委員会はその取り扱いで了承しております。議運を傍聴していた私は、議運の終了後、原田安生議長に、議会が議案質疑を禁止することができるのかと質し、

(議長より「あまり関係のない話はしないでほしい」)

この議案の提案の経緯についてお話ししております。再検討を求めたところ、本日の質疑が認められた経緯があります。本会議初日での質疑は認められないという取り扱いはこれまでなかったと考えております。議案が議員提案であるかどうか全国町村議長会がひな形を作ったかどうかは議案審議を拒否する理由にはならないと考えます。議会に係る条例を制定することは議会の権限であり、その責任は、国や町村議長会が取るものではありません。町議会の責任なんです。議会には、質疑でもありましたように住民の陳情、請願者の署名など、重要な個人情報をたくさん保有することになります。私は、東栄町議会が個人の人権を擁護する立場に立ち、この条例案を委員会に付託して審議を尽くし、経過を住民に説明する責任を果たすべきだったと考えますので、この条例案に反対いたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、7番」の声あり)

7番。

7番（加藤彰男君）

いま浅尾議員から加工情報について、重ねてわからないというか、答弁についてありましたけども、現状では要する、活用する、作成する必要がないというふうに答弁しました。しかし一方で、今回の個人情報保護法の前提の部分は、データが様々な方で利活用されていく。この利活用のされ方がどうなのかって常に監視しなくちゃいけないんですけども、今以上に使えていくという点があるわけです。そういったお考えならば、議会は、自立性を持ってそこに判断を置いて機能していくということ前提ですが、今後の展開を情報の在り方という点を考えてときに、加工情報という部分を入れておくということは今後について必要であるというふうに、まず考えます。それでは賛成討論を述べます。今回の個人情報保護法の改正により、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータの利活用の活発化が進展すると考えられます。現状では、それぞれの団体などにおける個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障になるという点だけではなく、個人のプライバシーや権利を守るためにも、現行法制の不均衡や不整合を解消する必要があります。特に、個人のプライバシーは、憲法が保障する基本的人権であり、改めて個人情報を保護し、自己情報コントロール権を保障する制度を整備して、住民の皆さんが、暮らしの中において、福祉の増進へ貢献していくことが、このデータ情報については、極めて必要だと思います。今回の改正において、個人情報保護法では、原則、議会が適用外、これは既に述べられていますが、この点からも議会独自の個人情報保護条例を制定し、この趣旨に沿ってですね、個人の情報が守られていく、このことが大切だと思います。以上をもちまして私の賛成討論といたします。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

（「議長、6番」の声あり）はい。

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

この案に賛成をします。ただいま言った賛成の討論加藤議員の答弁も、私はよくわかりませんが、正直言って内容が。で、この条例のことについてもよくわかっておりません。ところが、先ほどからも話があったように、この条例が提出されたのは、国の法律が変わって、以下、県を通じ、あるいは県の全国の町村会だとか、県議会だとか、そういったところを通じてここに出てきた、いわゆる示された文案であるというふうに理解をしています。我々、私には、我々という用語弊がありますので私には、国の法律以下全文を理解するまでの能力はありませんし、この条文をつくるという能力も東栄町では非常に難しいのではないのか。いわゆる整合性を持たせるには、非常に難しい。そういった意味では、上級機関から示された文面を条例化するというのは全国の実際どこでもやっていることですし、全国の自治体と同じように我々は、日本の国の一部でありますので、足をそろえる必要があると。そういう意味では、東栄町も日本の国の一部であり、近隣の市町村と足をそろえて同じよ

うな条文をつくり同じような町をつくっていくということが必要でありますので、私は賛成します。

議長（原田安生君）

はい、他にありますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより、議案第3号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。挙手多数です。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第4号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、議案第4号「東栄町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第4号、東栄町個人情報保護法施行条例の制定について。6分の6ページをお願いします。提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を整備するため、制定する必要があるからこの条例案を提出するものです。内容について説明いたします。6分の1ページに戻っていただき、まず全般的なことですが、この条例は個人情報の保護に関する法律において、条例に委任し、または条例で規定することを許容とされる範囲内で必要最小限の措置を規定するものです。まず第1条についてです。法の施行に関し、個人情報の保護に関する法律の範囲内で必要な事項を定める旨の規定をしております。第2条第1項につきましては、条例における用語は、法の例による旨の規定をしております。第2項については、法の適用を受ける期間を法の規定に沿って、議会を除く町の機関と財産区と規定するものです。第3条については、法第89条第2項において、開示請求に係る手数料を徴収することとし、その金額については、町の条例に委任されていることから従来のとおり閲覧及び縦覧については無料とし、写しの交付及び送付については、規則で定める額を実費徴収する旨を規定します。第4条につきましては、法の運用における解釈は、個人情報保護委員会が実施することとされたことから東栄町情報公開・個人情報保護審査会が対応する個人情報保護に関する所掌事務について、開示請求等に係る審査請求と法の範囲内で運用等について意見を述べることとなったことにより、その範囲を明確にするものです。6分の2ページをお願いします。第5条につきましては、第3条に規定する写しの交付及び送付の額、開示請求に係る申請及び通知に係る様式について、規則に委

任するものです。附則、施行期日 第1条、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、令和3年法律第37号、附則第1条第7号に掲げる規定、同法第51条の規定に限る。の施行の日から施行する。附則第2条は、個人情報保護制度の法制化により条例の実効性が喪失するため、東栄町個人情報保護条例を廃止するものです。附則第3条につきましては、廃止前の東栄町個人情報保護条例第2条第1号に規定する、個人情報について、この条例の施行後も引き続き、保存を対象とするため町の職員、委託業者及び指定管理者に内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務について担保し、継続させるための規定と廃止前の東栄町個人情報保護条例に基づきなされた手続等に関し、経過措置を設けるものです。附則第4条と5条につきましては、この条例の制定に伴い東栄町情報公開条例及び東栄町情報公開個人情報保護審査会設置条例の一部改正についての規定をしております。第4条につきましては、情報公開条例の一部改正で個人情報保護法における行政文書と情報公開条例に使用する用語と内容を整合させるとともに、情報から公文書への文言の修正をするため改正をするものです。第5条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正で、個人情報保護の規範について法に一元化され、その適用及び所掌の範囲も変更されたことに伴い、これに整合するよう、改正するものです。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。今回の個人情報保護法施行条例の制定についてですが、この条例案の作成に当たって、町は委託事業者と様々な情報交換をしており、国のガイドラインなどを参考にして条例案をつくられたというふうに伺いました。この作成をするにあたって、その他個人情報保護審査会などの諮問機関で議論したか、またパブリックコメントなどの方法で町民の意見を聞いたか、伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

いま条例の説明の冒頭申し上げましたけども、この条例は法律において条例に委任し、または条例で規定することを許容とされる範囲内で必要最小限の措置を規定しておりますので審査会の意見、あとパブリックコメント等はかけておりません。あくまで法の趣旨に従っているものですので、その辺は必要ないと判断させていただきました。

議長（原田安生君）

はい、他ありますか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅尾もと子君）

今回の改正個人情報保護法ですけれども、国がいま現在ある各自治体それぞれの個人情報保護条例を廃止して、全国共通ルール個人情報保護法施行条例に置き換えようと求めているものであります。自治体が個人情報保護法より厳しい独自の条例を設けて、住民の個人情報を保護するという、国は厳しく規制しているものであります。しかし自治体としての裁量は一部に残されております。例えば、鳥取県のように個人情報保護法では、保護されない亡くなった方、死者の個人情報について保護するという条文を設けたり、条例の第1条の目的に基本的人権の擁護を規定して、この条例が基本的人権の擁護を目的としてつくられている条例なのだとそのように位置づけることもできます。また特に取扱いに配慮を要する個人情報である要配慮個人情報の項目の中に、国籍や出身地、性的指向や性自認などに関する事項を加えることなど自治体独自の保護措置を設けるなど、できることはあると考えます。この条例案の作成に当たって、町は独自の条文を加えたか。また加えようと検討したか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほども申し上げたとおり法に沿って、条例の施行に関して条例に委任され、条例で規定することを許容される範囲内で必要最小限の措置を規定したものですので、独自に取扱いを規定することは、行っておりません。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。3回目です。

1番（浅尾もと子君）

最後の質疑であります。改正個人情報保護法は、都道府県や政令指定都市に対して匿名加工情報の規定を置くことを義務づけておりますが、東栄町のような一般の市区町村では、匿名加工情報を取り扱うべき義務はありません。個人情報を危険にさらす可能性がある匿名加工情報の作成、提供を行わないという立場を東栄町は明確に宣言すべきだと考えますが、町の認識を伺います。合わせて、匿名加工情報を扱うのか、扱わないのかということ

を教えてくださいと思います。

(「議長、総務課長」の声あり)

議長 (原田安生君)

はい、総務課長。

総務課長 (伊藤太君)

行政機関等の匿名加工情報制度につきましては、議員おっしゃられたとおり法において都道府県、指定都市等には適用されます。ただ、その他の地方公共団体は、経過措置が規定されております。将来的に法において適用されることが予想されるため必要に応じて今後、調査研究してまいりたいと考えております。

議長 (原田安生君)

他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「議長、1番」の声あり)

1番、反対ですか。

(「はい」の声あり)

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番 (浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町個人情報保護法施行条例の制定について反対の立場で討論いたします。この条例案は、個人情報保護条例を廃止して、個人情報保護法の施行条例を新設するものですが、以下の点から反対したいと思います。デジタル関連一括法は、国や自治体を持つ膨大な個人情報のデータを匿名化して流通させ、企業の利活用しやすくするという目的を持っております。そのために、利活用の妨げとなる各自治体の個人情報保護条例を廃止し、全国一律のルールで一元化するものであります。デジタル化が進む社会で一層、個人情報保護が重要になるもとの、むしろ個人情報保護を後退させる法改正だと認識しております。本日の質疑では、町はこの条例案の作成に当たって、町の裁量でできる個人情報保護強化の努力を尽くしておらず、また各種の審議会への諮問を行わず、パブリックコメントなどで町民の意見を聞く努力も果たされなかったことがわかりました。個人情報の取り扱いを大きく変える議案にもかかわらず、委員会質疑は行わず、議案の配布から僅か6日間でのスピード採決ということで議員としては修正案を提出することはもとより、法改正を十分に理解し質疑を深めるということも大変難しいスケジュールだと思います。さらに、現時点で法的必要性のない匿名加工情報について、総務課からの答弁でありますと研究していくということで、調査研究したいということで、私か

らは、非常に利活用に前向きな答弁ではないのかなというふうに変に危険に思いました。東栄町のように人口の少ない自治体では、匿名加工情報は、ビッグデータと呼ばれるほどの件数はないかもしれません。しかし、東栄町が持っている個人情報、町民の氏名や住所、所得、年齢層、性別や職業、婚姻の有無などの家族構成、さらには介護保険の認定状況に至るまで極めて重要な個人情報をたくさん持っておるわけです。そして、そのデータを名前がわからないように加工したからといってですね、母数が少な過ぎて、都市部と比較して個人の識別が容易だというふうには私は考えます。国の法改正を今回の質疑で明らかになったように無批判に受け入れるだけでは町民の個人情報は守れないと考えます。以上述べまして、反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

はい、この議案に賛成をいたします。これは先ほど議員の情報公開と同じで言ってみれば国がこうして決めたことであり、国の指示によってしていく条文であると。したがって、我々も東栄町も先ほど言ったように日本の国の一部であり、その流れに沿っていくのは当然のことだと思います。むしろ、私が心配することは、この個人情報というのは、こういう田舎では、むしろ必要なことであって、そのことによって地域の治安が保たれたりコミュニティーができています。先ほどここでちょっと話をしたんですが、隣近所の犬や猫の名前までわかっておるように、その家の親戚だとか友達、仲間を知っておる。そういった田舎ですから、ある意味治安が保たれている。それからコミュニティーもしっかりしている。東京のど真ん中、街中のように隣の人と顔を見たこともないしゃべったこともないと、どんな人が住んでるかもしれないそういったところとは、違いますので、むしろこの条例の運用は、できるだけ緩やかにやるべきだと。むしろ東栄町のそういったコミュニティーを壊さないような運用の仕方をしていただけるのが一番いいと思います。したがって、元に戻りますが、これは国の施策であり、東栄町も日本の一部であり、我々は、近隣の市町村と同様に足並みをそろえた町づくりをしていくべきだと考えますので賛成をします。

議長（原田安生君）

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより、議案第4号の件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

----- 議案第 5 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 9、議案第 5 号「東栄町観光施設等整備管理基金条例の制定について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

議案第 5 号、東栄町観光施設等整備管理基金条例の制定について。1 枚めくっていただき、2 分の 2 ページ、下段、提案理由をご覧ください。この案を提出するのは、取得した観光施設等を長期にわたり計画的に整備管理するため、制定する必要があるから、この条例を上程させていただきました。次に、条例の説明をします。1 枚戻っていただき、2 分の 1 ページをご覧ください。第 1 条は、東栄町観光施設等整備管理基金の設置及び管理について記述してあります。第 2 条は、裏面の別表に示された施設及びその施設等に要する経費の財源に充てるための基金の設置が記述してあります。第 3 条は、2 条で設置する基金の資金の収支方法とその基金に積み立てる額が記述されています。第 4 条は、基金に積み立てる現金が、適切な方法で保管されることを記述しています。第 5 条は積み立てられた基金から生ずる収益の処理方法について記述してあります。第 6 条は、この基金を活用できるのは観光施設等の設置目的を達成するために必要な経費の財源として充てる場合のみということが記述されています。1 枚めくっていただきまして第 7 条。第 7 条はここで定めるもののほかに、管理について必要な事項は、町長が別に定めることが記述されています。附則として、この条例は公布の日から施行することとなっています。説明は以上となります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

----- 議案第 6 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 10、議案第 6 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民課長」の声あり）

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

議案第6号、東栄町国民健康保険条例の一部改正について。提案理由ですが、この案を提案するのは、健康保険法施行例の一部改正に伴い、出産一時金の額を見直すとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得の基準を見直し、合せて所要の規定の整備を行う必要があるから、議会の議決を求めるため、条例の改正案を提出するものです。改正内容について説明いたします。1枚はねていただいて、新旧対照表の4分の1ページをご覧ください。第4条の改正は、出産育児一時金の支給額を、40万8千円から48万8千円に引き上げるものです。次に、第11条の6の12の改正は、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。第17条の改正ですが、4分の2ページをご覧ください。均等割額及び平等割額を軽減する所得の判定基準についてです。第2号は、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万5千円から29万円に引上げ、第3号2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げるものです。1枚はねていただいて、4分の4ページをご覧ください。第23条の3の改正は、非自発的失業者に係る保険料軽減についての確認書類を雇用保険受給資格証から雇用保険受給資格証または雇用保険受給資格通知に改正するものです。議案の2分の1ページにお戻りください。附則、施行期日、第1条この条例は令和5年4月1日から施行する。経過措置、第2条この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。第3条、この条例による改正後の第11条の6の12及び第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上で東栄町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決するに、御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第7号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第11、議案第7号「東栄町町営住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)  
建設課長。

建設課長（原田経美君）

それでは失礼します。議案第7号東栄町町営住宅管理条例の一部改正について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは、県営下田住宅の町への移管に伴い、別表への追加の必要があるかです。2枚はねていただいて、新旧対照表ですけれども、2分の1ページは変更ありませんので2分の2のページをお願いします。団地名称 下田住宅（1）、建設年度 平成11年度。戸数は8戸。構造 木造陶器瓦ぶき平屋建て。面積 71.21平方メートル。所在地 下田字橋川2番地の5。それから下田住宅（2）、建設年度が平成11年です。戸数が2戸。構造が木造陶器瓦ぶき二階建て。面積が 77.84平方メートル。住所が下田橋川2番地の5です。戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は令和5年4月1日から施行する。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)  
以上で、質疑を打ち切ります。

----- 議案第8号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第12、議案第8号「東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)  
はい、建設課長。

建設課長（原田経美君）

議案第8号東栄町簡易水道基金条例等の一部改正について。2ページの提案理由ですけれども、この案を提出するのは、地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、所要の改正を行う必要があるかです。次ページの新旧対照表をお願いします。改正前の第1条、第2条、第5条ともに東栄町簡易水道2事業を追加し、東栄町簡易水道事業とするものです。1枚はねていただきまして、東栄町職員定数条例ですけれども、第2条のウ、簡易水道事業及び下水道事業の職員5名を追加するとともに、同時に町長の事務部局職員113名、診療所の職員30名に変更するものです。1枚はねていただきまして、東栄町監査委員に関する条例ですけれども、第8条、法233条第2項の後に、及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項を追加するものです。戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例は令和

5年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第9号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第13、議案第9号「東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

教育課長（青山章君）

議案第9号、東栄町就学指導委員会設置に関する条例の一部改正について。提案理由は、この案を提出するのは、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた一貫性のある支援体制確保を目指すため、適切な文言等に改正する必要があるからです。改正内容について説明します。1枚はねていただいて新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、題名の東栄町就学指導委員会設置に関する条例を東栄町教育支援委員会設置に関する条例に改めるものです。それに伴い第1条と第2条中「就学指導」を「教育支援」に改めます。第3条中「心身に障害を持つ児童生徒、以下、心身障害児という。の適正な就学指導」を「障害のある児童生徒への適正就学」に改め、同条第1号中「心身障害児」を「障害のある児童生徒」に改め、同条第2号中「心身障害児の判別と」を「障害のある児童生徒の」に改め、同条3号中、「特殊教育」を「特別支援教育」に改めます。1枚はねていただき、第5条中「する」を「し、再任を妨げない。」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。「2委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。」最初のページに戻っていただいて、附則この条例は令和5年4月1日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切り、議案第9号を終わります。

## ----- 議案第10号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 14、議案第 10 号「東栄町議会委員会条例の一部改正について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

議案第 10 号、東栄町議会委員会条例の一部改正について。提出者 東栄町議会議員伊藤芳孝、賛成者 加藤彰男、2 分の 2 ページ提案理由をお願いします。この案を提出するのは常任委員会を 2 委員会から 1 委員会へ改正することに伴い、所要の改正を行う必要があるため議会の議決を求めるものであります。新旧対照表をお願いします。左側の改正後になりますが、第 2 条、二つの委員会ともに全議員が選任されていることから、今回一つの委員会にしました。名称は常任委員会。委員の定数は 7 人。そして、所管としまして町政全般に関する事務の調査並びに議案、請願及び陳情等の審査に関する事項とします。第 3 条以下につきまして、第 3 条では、常任委員会の任期は議員在職期間とし、3 条の 2 は、議会運営委員会の任期は 2 年。そして第 5 条委員選任では、第 2 項で議会運営委員の任期満了による後任者の選任について常任委員を削除しました。戻って最初のページ 2 分の 1 ページをお願いします。附則、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。説明は以上であります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

1 番。

1 番（浅尾もと子君）

2 点お尋ねいたします。現行の総務経済委員会と文教福祉委員会という二つの常任委員会を一つに統合するという条例案であります。現在、二つの委員会を持っているということに、どのような不都合があるのか具体的に伺います。2 点目、我々議員の任期は、4 月中で終わります。このような議会運営にかかる重大な変更を改選前の議員が決めるべきではないと考えますが、提案者の認識を伺います。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

この一本化するということは、これは総務経済委員会と文教福祉があったわけですけども、これは定数 10 の時から、そのままになっています。定数を 8 に削減する時に、そうし

た意見も出たわけですが、一度やってみて、このまま運用していってみて考えたらどうだというようなことにもなっていました。そして、一つの委員会にすることによって、今までは総務と文教の方がありますと一つの課が都合が悪いと、委員会ごとに入れ替えたり、午前午後そういうことをしたわけですが、一本にしとけば、担当者どうし、担当課どうしの話合いでもやっていけるんじゃないかなと、そんなこともあるわけで1本にまとめたわけです。それで二つ目の改選直前の議員が決めることじゃない。開戦って戦いですか。決めることじゃないということなんですけど、これも条例改正をやってこういう手続踏んでいくわけですから、こんな話していいかわかりませんが、これ質問がありますから話しますけど、4月に改選して定数8です。例えば4人ぐらいが引退したとしますと、あと現職が4人になるわけですね。そうして、いきなり5月入れればすぐに議会構成組んで、そんなところでこんな話が出るわけじゃないし、例えば、委員長の選任にしても非常に厳しくなるというようなことで我々が今まで4年間これを経験したことから判断をして、こうした方がいいんじゃないかな、将来のためにいいのではないかということを出させていただきました。以上です。

(「議長、1番」の声あり)

1番(浅尾もと子君)

1点訂正なんですけれども、事前に私がメールで通告した内容に字の誤りがあったということでしょうね改選という字が、議員の改選ではなくて、戦争を始めるという字になっていたということだと思いますので、お詫びして訂正いたします。

議長(原田安生君)

それは質疑じゃないですね。

1番(浅尾もと子君)

はい。

議長(原田安生君)

他に質疑ありますか。

(「議長、7番」の声あり)

質疑ですか。7番。

7番(加藤彰男君)

いま提出者の伊藤芳孝議員から説明がありましたので、そのとおりだと思います。なお地方自治法のところにおきましては、議会についてというところの規定があります。そのところでは、議会として常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるというふうになっています。逆にこれは置かない場合もあるということなんですよね。だから本会議だけで、審議をしてしまうということもありうるということですね。この間、

今日の論議を見ても浅尾議員から、本会議で3回だけのいいのかって言われてるわけですから、当然東栄町の議会としては、常任委員会を設置するという選択を続けているということです。いま伊藤芳孝議員がありましたように人数からしてそれについては、1委員会でいいのではないかと。委員会については引き続き今までの委員会運営を尽くしていくということになりますし、定員数の7名については、議長のほうはですね、委員会出席して発言できるというふうになってますから、これも実際同じように行われていくということですから、今回の議案の提案については、そういうふうに理解していただくのが本来かと思えます。以上です。

議長（原田安生君）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論ございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

反対ですか。

（「反対です」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。東栄町議会常任委員会条例の一部改正について反対する立場で討論いたします。現在ある総務経済委員会と文教福祉委員会の二つの常任委員会を統合する条例案がありますが、私はこの条例を持つことで、いま二つある委員会がなくなるということは、議会制民主主義の軽視につながるものと考えます。議会の役割は、議会の中で議案の問題を明らかにして質疑、討論、また場合によっては、議案を修正するというもので、町の予算や契約、条例についての最終的な意思決定を行う大変重要な機関であります。そして、行政を批判し監督するという使命を持っております。そのために、議会には十分な時間を確保する必要があると考えております。しかし、東栄町議会はこの間、議会を簡略化する、また短時間化する運用の変更を行ってきました。この条例もその一部であると考えます。これまで2日に分けて開催しておりました二つの常任委員会を1日で行うようになりました。実際の運用として、午前の委員会は午前10時から12時までの2時間、午後の委員会は午後1時から5時までの4時間で済ませることを前提とした運営になっていると考えます。さらにそれまで認められてきた本会議最終日の質疑もなくなりました。今回二つの委員会を統合すれば、全ての議案の質疑を一つの委員会の中で連続して行うこととなります。そのため、いま現在ある二つの委員会の間にとられている休会の時間、休憩の時間がなくなるということにつながると思います。それはすなわち、議員が議案を検討できる時間がさらに減るということだと私は考えます。時間にして僅か1時間や2時間というものでありますが、私がこれでもなお問題だと考えるのは、東栄町議会

では、議員が議案の検討に使うことができる時間が極端に短いという特徴があるからであります。私が3月議会の予算の発表から議会の最終日までの期間を調べましたところ、つまり議員が議案を検討して、賛否を表明するまでにかかる時間ではありますが、東栄町は3月議会15日間でありました。豊根村では21日間、設楽町は37日間でありました。さらに東栄町議会は、本日のように法改正に伴う重大議案を議会の初日に採決します。議会中の追加議案が頻繁にあり、さらに臨時議会などの議案は、採決の前日に配布されることも、当日直前に配布されることさえあります。議員に熟議をさせない、そういった日程をとっているのです。私は、議会にかかる時間は、民主主義に必要な重要なコストだと考えています。いま東栄町議会に求められているのは、議会を低コスト、短期間、早期に終わらせる努力ではなく議案審議を充実させることだと訴えまして反対討論といたします。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（伊藤真千子君）

賛成の立場から討論させていただきます。現在東栄町議会は、自治法に基づき総務経済委員と文教福祉の二つの委員会で実施されていますが、これは議員定数10名であったときのままであり、現在のように議員提出が8名となり、二つの委員会に全員が参加しているので一本化しても十分対応できると判断します。また他自治体でも、議員定数が8名以下のところは、すべて一つの委員会で実施しております。一本化することで、委員長に大きな負担がかかることも考えられますが、そのために副委員長もいます。委員全員が協力することによって委員会制度の目的でもあります集中的に審議、能率的かつ合理的な議会運営ができると私は判断し、また多方面などでもメリットが多いと思い、この条例に賛成します。

議長（原田安生君）

他に、討論はございませんか。

（「賛成討論で6番」の声あり）

6番。

6番（森田昭夫君）

同じく賛成討論をさせていただきます。先ほど反対討論がありましたが、あの反対討論は全く内容が間違っています。簡単に言えば時間がないということですが、この二つの委員会を一つにして、時間がなくなる理由はどこにありますか。これは全く理由になっていない。しかも、先ほどの質問の中で、なぜ今ここでやるんだと、新しい議会が任期が終わるんだから、なぜ今やるんだという話もありましたが、今やらなきゃいつやるんですかとい

うことです。我々4年間勤めてきて、反省の上に立って、いま改正すべきなんです。新しい議員新しい体制ができたなら新しい体制の中で、またさらに研究して変え直していくと。さらによくしていくというのが、この議会であると思います。したがって、我々4年間の集大成が、今ここに形として、条例改正として出てきたというものです。先ほど言った設楽町では幾日何時間やった、豊根村は幾日何時間やった、これは、休会を挟まずに勘定して言ってみれば、住民に対するパフォーマンス、言ってみればごまかしの様な話であって、幾日やったからいいというものではなくて、その間に休会がというのがありますから、当然都合によっては時間は変わってくるわけです。しかも、例えば設楽町と東栄町と比較したときに、設楽町にはダムという大きな事業を抱えている色々な意味で住民にストレスがかかったり、あるいは住民たちに、色々な意味で説明しなきゃならないこともある。そういった特殊な事情があるからそこを余計に委員会という時間が増えたり、あるいは時間がかかったりということがありますので、一概に豊根が何時間やったから、設楽町が何時間やったからという比較すべきものではない。むしろ、二つの委員会を一つにすることによって経費も節減できますし、メンバーを全く同じですので、よりスムーズに色々な議事が運ぶこともできる。なおかつ委員会であるなら必要な関係職員だけを呼べばいいわけですので、ここら辺のことは次の議会に委ねることになると思いますが、全部が全部、係長以上全部出てきて関係の職員が出てきてやるというようなやり方ももう少し改めるべきだと思いますので、これを一つの委員会をすることによって非常にいい機会ですので、できるだけ効率よく、またスムーズに委員会ができることを望んで賛成討論といたします。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより、議案第10号の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ----- 議案第11号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第15、議案第11号「町道路線の廃止について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

議案第11号、町道路線の廃止について。提案理由ですけれども、この案を提出するのは、

林道開設事業により道路整備を行うため、町道を廃止する必要があるからです。2ページをお願いします。町道路線廃止調書ですけれども路線名は、町道長沢軒山線です。廃止の範囲ですけれども全延長530.8メートルのうち終点側の69.2メートルを廃止するものです。起終点に変更はありません。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

## ----- 議案第12号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第16、議案第12号「令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第12号、令和4年度東栄町一般会計補正予算第12号について。続いて2ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,096万1,000円を減額し、予算総額を43億6,310万2,000円とするものです。第2条の繰越明許費につきましては、7ページの事業について、翌年度に繰り越すものです。第3条の継続費の変更につきましては、8ページの継続費補正において、年割額を変更するものです。第4条の地方債の変更につきましては、9ページの地方債補正において、1億8,340万円を減額するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。全般的なことですが、今回の補正につきましては、実績見込みに伴う精算等によるものが主であります。併せて各項目の燃料費及び光熱費の増は、燃料費等の高騰によるものです。それらについての説明は省略させていただきます。歳出からお願いします。20ページをお開きください。1款議会費は実績見込みによる減額です。2款1項1目一般管理費は、実績見込みによる減額です。4目財産管理費の10節光熱費以外は実績見込み

による減額です。22 ページ6目 町政功労者表彰及び7目 企画費は実績見込みによる減額です。8目 とうえい健康の館施設費、12節指定管理委託料は、コロナ対策による人件費及び電気料の高騰等により経費が増える見込みであることから増額するものです。9目 のきやま学校施設費は実績見込みによる減額です。24 ページ2項1目 税務総務費 10節 印刷製本費は、令和5年度から始まる共通納税に対応する再発行用納付書分を追加するものです。2目 賦課徴収費から28 ページ5項3目 経済センサス調査費までは、実績見込みによる減額が主なものですが、24 ページ3項1目 戸籍住民基本台帳費、1節 会計年度任用職員報酬については、時給変更による増額です。3款1項1目 社会福祉総務費のうち8節 普通旅費は、実績見込みによる増額、その他は同じく減額です。3目 障害者福祉費、19節 地域生活支援事業費は、日常生活用具給付及び日中一時支援の利用者が1名増えたことによる増額、その他は実績見込みによる減額です。28 ページ4目 老人福祉費 13節 インターネット回線使用料は、使用するタブレットの台数は1台増えたことによる増額。12節 おいでん家支援委託料及び緊急通報システム利用委託料は実績見込みによる減額。27節は後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。2項1目 移動福祉総務費、22節 その他償還金は、令和3年度子供子育て支援交付金に係る精算により返還するものです。その他を実績見込みによる減額です。2目 保育園費から32 ページ3項5目 社保充実分事業費までは、実績見込みによる減額です。34 ページ3項6目 任意事業費 12節 配食サービス事業委託料は、利用食数が増えたことによる増額です。4款1項1目 保健衛生総務費は、実績見込みによる減額ですが、27節は東栄診療所及び国民健康保険特別会計の補正による減額です。2目 予防費のうち 36 ページ12節 出産育児応援給付金関係システム導入委託料は、出産育児関連用品の購入や子供子育てサービスの利用度にかかる負担軽減を図る目的で、妊娠届出時5万円、出産時に5万円の計10万円が交付される交付金の対応の業務用のシステムを構築するもので、全額国負担となります。交付金については、令和4年4月に遡及して交付されますが、今年度分70万円については、町単独で支給している出産準備金の残額で対応します。また、交付金に係る財源負担については、国3分の2、県町それぞれ6分の1となります。22節 母子保健衛生費、国庫補助金返還金及び感染症予防事業費国庫負担金等返還金は、令和3年度に係る精算によるものです。その他は実績見込みによる減額です。3目 新型コロナウイルスワクチン接種対策費、12節 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託料は、東栄診療所への予約表管理業務委託分を増額するものです。22節 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返還金及び接種対策費負担金返還金は、令和2年度及び3年度にかかるものです。4目 環境衛生費 27節は簡易水道特別会計の補正による減額です。2項1目 環境衛生費は、実績見込みによる減額です。38 ページ2項2目 火葬場費 17節 機械器具費は感染症対策として空気清浄機3台を購入するものです。5款1項1目 農業委員会費 10節 消耗品費は、農地利用最適化交付金に係るタブレット関連用品及び事務用品を購入するものです。2目 農業総務費は、あいち森と人づくり事業委託金を充当したことによる財源更正です。3目 農業振興費 18節 山間地営農等振興事業負担金は、JA愛知東北設営農センターが購入した田植機に対して受益町村である東栄町及び設楽町がその一部を負担するものです。以降 38 ページ6目 千代姫荘施設費までは実績見込みに

よる減額です。40 ページ8目 農業集落排水事業 27 節は、農業集落排水事業特別会計の補正による減額です。2 項1目 林業総務費は、財源調整による更正です。2 目 林業振興費 12 節有害鳥獣駆除委託料はニホンジカ等の駆除見込み数は予定より増える見込みであることから増額するものです。18 節 森林環境保全直接支援事業補助金は事業量の増により増額するものです。3 目 林道事業費は、補助金等の確定により財源更正するものです。4 目 森林整備費 1 節 会計年度任用職員報酬は、時給変更による増額。12 節 愛知森と人づくり事業委託料は今年度の調査面積を増やしたことによる増額です。42 ページ5目 森林環境費 12 節 境界明確化事業委託料は、事業対象地区を追加することによる増額です。18 節 間伐材搬出等補助金は、申請件数の増による増額です。その他は実績見込みによる減額です。

6 款1 項2 目 商工振興費、10 節印刷製本費は、コピー代の増額です。その他は実績見込みによる減額です。3 目 観光費 10 節 印刷製本費は、コピー代の増額です。5 目 温泉施設費 10 節 修繕料は配管等の修繕に対応するため増額するものです。6 目 プレミアム付き商品券事業費は、地方創生臨時交付金の充当を調整したことによる財源更正です。44 ページ7 目 新型コロナウイルス経済対策費 18 節原油価格等高騰対策事業費補助金事業継続支援分は、とうえい温泉の電気料高騰に対応するため追加するものです。7 款1 項1 目 土木総務費から 46 ページ6 目 公共建設発生日処理場費までは、事業実績見込みによる減額です。3 項1 目 住宅管理費 12 節浄化槽維持管理委託料は、奈根住宅浄化槽を2 基分の清掃費について増額するものです。48 ページ4 項1 目 公共下水道費 27 節は、公共下水道事業特別会計の補正による減額です。8 款1 項1 目 常備消防費は実績見込みによる減額です。2 目 非常備消防費 10 節 修繕料は、消防施設の修繕分について増額するものです。3 目 消防施設費から 5 目 防災諸費までは実績見込みによる減額等です。50 ページ9 款1 項1 目 教育委員会費は、地方創生臨時交付金を充当したことによる財源更正です。2 項1 目 学校管理費は、実績見込みによる減額です。2 目 教育振興費 1 節 会計年度任用職員報酬は、特別支援教育支援員の勤務日数が増える見込みであることから増額するものです。17 節 教材備品費と 52 ページ3 項17 節 教育振興費教材備品費は、東京在住の後藤弘道氏からの寄附金により、小学校では一輪車等、中学校ではミシン等新たに購入するものです。その他 52 ページ3 項2 目 教育振興費までは、実績見込みによる減額等です。3 目 学校施設整備費は、地方創生臨時交付金を充当したことによる財源更正です。4 項1 目 保健体育費は実績見込みによる減額。2 目 学校給食共同調理場施設会計年度任用職員報酬は、勤務日数が増える見込みであることから増額するものです。54 ページ5 項4 目 生涯学習推進事業費は、地方創生臨時交付金の充当を減額したことによる財源更正です。6 項 総合社会教育文化施設費から 7 項1 目 森林体験交流施設費までは実績見込みによる減額です。そのうち 13 節 宿泊者寝具リースは、実績見込みによる増額であります。56 ページ11 款1 項 公債費は、減債基金繰入金の減額による財源更正です。12 款3 項1 目 高齢者いきいき健康増進基金費は、株式会社とうえいから納付金を免除することによる減額です。58 ページ6 項1 目 東栄町森づくり基金費は今年度交付される森林環境譲与税のうち、事業に充当した以外の残金を積み立てるものです。次に、歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。1 款町税から 8 ページ、13 款使用料及び手数料までは、収入見込みによる増減です。14 款 国庫

支出金から14ページまでの15款 県支出金は、それぞれ給付費等の実績見込みによる増減、事業実施の精算による増減によるものです。そのうち14款2項 国庫補助金の各目における地方創生臨時交付金については、各事業への充当額を変更したものです。10ページ2目 民生費国庫補助金と12ページ15款2項2目 民生費県補助金の地域生活支援事業費等補助金は、日常生活用具給付及び日中一時支援の利用者増によるものです。10ページ3目 衛生費国庫補助金と12ページ15款2項3目 衛生費県補助金の母子保健衛生費補助金は、出産育児応援給付金に係るものです。12ページ4目 農林水産業費県補助金の農地利用最適化交付金は、農業委員会の消耗品の増額に係るものです。14ページ16款 財産収入は、公有財産等の貸付けによる賃貸料の増額。17款 寄附金は、西菌目地内の建物寄附に伴いその管理費等として受けた寄附金を追加するものです。16ページ18款 繰入金は、財源調整等による減額です。20款 諸収入は、収入見込みによるものですが、5項雑入4節の指定管理者納付金は新型コロナウイルス感染症の影響等により減額するものです。21款、町債は、事業費確定に伴う減額です。次に、60ページから64ページにつきましては、年度内に事業を完了できない9事業について、翌年度に繰越しをさせていただく明許費の内訳です。65ページは森づくり基本計画見直し策定事業及び森林等地番図作成事業の継続費の変更です。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

説明は終わりましたが、1時間経ちましたので、ここで10分休憩をとります。

再開は2時15分をお願いします。

再開をします。

議長（原田安生君）

3番議員より、さきほどの発言の訂正があります。

3番（伊藤真千子君）

先ほど定数が8名となりというところの次に定数が8名のところは全て一つの委員会と言いましたけれど、全てではありませんので、ほとんどに訂正をお願いしたいです。「全て」を「ほとんど」の文言に訂正をお願いします。

議長（原田安生君）

訂正がありましたのでお願いします。それでは、補正予算の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、初めに歳出からお願いします。1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費、5款農林水産業費、20ページから48ページになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて6款商工費、7款土木費、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、42ページから59ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、歳出の質疑を終わります。

次に歳入全般について質疑をお願いします。補正予算書の4ページから19ページになります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、議案第12号の質疑を打ち切ります。

#### ----- 議案第13号、議案第14号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第17、議案第13号「令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号について」、日程第18、議案第14号「令和4年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について」以上2案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号、議案第14号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民課長」の声あり)

住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは、補正予算書の11ページをお願いいたします。議案第13号令和4年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第5号について。12ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ667万2,000円を減額し、予算総額を7億9,168万8,000円とするものです。それでは補正予算説明書で説明します。歳出から説明します。76ページをお願いいたします。1款1項1目 一般管理費 12節 委託料5万5,000円の減。これにつきましては、実績見込みによる精算です。2款1項1目 一般被保険者療養給付費これにつきましては、県支出金等繰越金の財源更正になります。3款1項1目 一般被保険者医療給付費これにつきましては、県支出金と繰越金などの財源更正になります。3款2項1目 一般被保険者後期高齢者支援金分等これにつきましては、国民健康保険料と繰越金などの財源更正になります。3款3項1目介護納付金分 これにつきましては、国民健康保険料と繰越金などの財源更正です。5款3項1目施設整備費 12節 委託料122万円の減。これにつきましては実績見込みによる精算です。5款3項2目、施設管理費 10節 需用費 光熱水費 34万6千円の増。これにつきましては、電気料金の高騰による補正です。5款3項3目 保健事業費 7節 報償費及び 12節 委託料 510万円の減。これにつきましては、実績見込みによる精算です。8款3項2目 他会計繰出金、27節繰出金東栄診療所特別会計繰出金 64万3千円の

減。これにつきましては、東栄診療所の運営費の見込みが出たため補正するものです。次に歳入です。70 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険料 531 万 9 千円の減。これにつきましては保険料の収入見込みによる補正です。3 款 1 項 1 目 保険給付費等交付金 1,960 万 1 千円の減。保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、一般療養給付費の一部について、前年度繰越金を財源とする補正です。特別調整交付金及び都道府県繰入金につきましては、交付金の確定による補正になります。5 款 1 項 1 目 一般会計繰入金、1 節と 2 節の保険基盤安定繰入金及び 6 節の未就学児均等割保険料繰入金につきましては、交付金の確定に伴う補正になります。職員給与費等繰入金につきましては、歳出の一般管理費の減額に伴う補正になります。7 節の施設整備費等繰入金及び 8 節のその他 1 節一般会計繰入金につきましては、歳出の確定に伴う補正になります。5 款 2 項 1 目 国民健康保険財政基金繰入金 233 万 1 千円の増。これにつきましては歳出の事業費納付金へ財源と充てるものになります。6 款 1 項 1 目 繰越金 2,189 万 8 千円の増。これにつきましては、繰越金の額が確定したことにより療養給付費の一部と歳出の事業費納付金の一部を財源として充てるものです。国民健康保険特別会計補正予算については以上になります。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をします。それでは補正予算書の 13 ページをお願いいたします。議案第 14 号、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について。16 ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 88 万 8 千円を追加し、予算総額を 1 億 2,767 万 7 千円とするものです。それでは補正予算説明書で説明します。歳出から説明します。補正予算書の 88 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 一般管理費 17 節備品購入費 20 万 2 千円の減。これにつきましては、被保険者証などの再発行用に購入予定をしておりましたが、他の業務で使用しているプリンターで代用できることがわかったため減額するものになります。18 節負担金及び交付金 5 万 2 千円の減。これにつきましては、連合会事務費負担金の確定による補正になります。2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金、18 節 負担金及び交付金 114 万 2 千円の増、これにつきましては、現時点での保険料収入見込額と保険基盤安定負担金の確定によるものです。3 款 1 項 1 目 後期高齢者医療費、これにつきましては、繰入金と繰越金の財源構成になります。それでは、歳入になります。86 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目 後期高齢者医療保険料 25 万 4,000 円の増。これにつきましては保険料収入見込みによる補正になります。3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 213 万 5 千円の減。これにつきましては、一般会計が負担する保険基盤安定負担金と事務費負担金の確定による補正です。4 款 1 項 1 目 繰越金 276 万 9 千円の増。これにつきましては、繰越金の額が確定したことにより、療養給付費の一部と歳出の広域連合納付金の一部を財源として充てるものになります。後期高齢者医療特別会計補正予算については以上になります。

議長（原田安生君）

各議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに議案第 13 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）  
はい、6番。

6番（森田昭夫君）

回答は、また委員会の席でも結構です。ちょっとだけお伺いしておきます。例えば78ページ2款の保険給付費がありますよね。これは特に国保料の中には、こういうのが多いんですが、補正額がゼロであって財源更正ということで、県支出金が1,700万減って、いわゆる繰越金が1,700万増やしたと。この財源更正。こういったのは、何か制度が変わったのかそれとも単純な計算ミスなのか。あるいは他に理由があるのか。回答をもし簡単にできれば、いまお答えいただければ結構です。他のところにもそういうのがたくさんあるんですが、この辺の結構大きな数字が出てます。財源構成で出てますけども、その理由を教えてください。

議長（原田安生君）

今の回答は委員会の方ですということをお願いをいたします。  
その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に、議案第14号の質疑に入ります。歳入歳出全般に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第15号、議案第16号、議案第17号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第19、議案第15号「令和4年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第5号について」、日程第20、議案第16号「令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について」、日程第21 議案第17号「令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号について」以上3件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第15号から議案第17号までを一括議題といたします。  
執行部の説明を求めます。

（「議長、建設課長」の声あり）

建設課長。

建設課長（原田経美君）

失礼します。補正予算書の19ページをご覧ください。議案第15号令和4年度東栄町簡

易水道特別会計補正予算第5号について。20ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ409万8千円を減額し、予算総額を3億7,229万3千円とするものです。第2条の繰越明許費につきましては、23ページの事業において、翌年度に繰り越すものです。第3条の地方債の補正については、24ページの40万円を減額するものです。それでは、補正予算説明書で説明します。まず歳出から説明します。98ページをお願いします。1款1項1目 一般管理費につきましては、簡易水道事業債を繰入金に財源更正するものです。2款1項1目 水道管理費370万6千円の減額につきましては、水質検査委託料等実績見込みによるものと、コンピューター借上料は導入に時間を要したため代替機で対応したためです。三輪浄水場の注入ポンプは、納入時期が見込めないため一時取り下げるものです。量水器は、実績見込みによるものです。2款1項2目 生活基盤近代化事業におきましては、委託料の実績見込みによるものです。次に歳入について説明します。94ページをお願いします。1款1項1目負担金18万円の増額につきましては、新規加入者の実績見込みによるものです。2款1項1目水道使用料158万3千円の減額につきましては、加入者の減少と漏水の解消による減額を見込んだものです。2款2項1目 督促手数料2万8千円の増額につきましては、実績見込みによるものです。5款1項1目 一般会計繰入金232万3,000円の減額につきましては、歳出の減額によるものです。8款1項1目 簡易水道事業債40万円の減額につきましては、公営企業化業務の実績見込みによるものです。100ページをお願いします。繰越明許費です。2款1項1目 本郷下川農免線送水管移設事業ですけれども、繰越理由は、県事業との調整により、年度内に事業完了が見込めないものです。2款1項1目 三輪簡易水道中継槽移設設計業務ですけれども、これにつきましても繰越理由は、県事業との調整によりまして、年度内に事業完了が見込めないものです。101ページですけれども、2款1項1目 西園目地区配水管敷設事業ですけれども、繰越理由は、建物所有者の変更によりまして、調整説明に時間を要したために年度内に事業完了が見込めないものです。2款1項1目 中設楽浄水場前処理施設整備事業ですけれども、繰越理由はコロナ禍等の理由に影響によりまして、制御盤の納入遅延により、年度内に事業完了が見込めないものです。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続きまして25ページをお願いします。議案第16号、令和4年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について。26ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ437万4千円を減額し、予算総額を2億2,060万7千円とするものです。第2条の繰越明許費につきましては、29ページの事業において翌年度に繰り越すものです。第3条の地方債の補正につきましては、30ページの210万円を減額するものです。それでは補正予算説明書で説明します。歳出から説明します。108ページをお願いします。1款1項1目 下水道維持管理費437万4,000円の減額につきましては、浄化センターと維持管理委託料の実績見込みによるものと管理システム借上料は、導入に時間を要したため代替機等で対応したためです。次に歳入について説明します。106ページをお願いします。1款1項1目 公共下水道事業分担金26万8千円の増額につきましては今年度においての実績見込みによる減額と過年度分の納入実績によるものです。2款1項1目 公共下水道使用料217万6千円の減額につきましては、下水道加入者の減少と水道の漏水解消による見込みによる

ものです。4款1項1目 一般会計繰入金 36万6千円の減額につきましては、歳出の減額によるものです。7款1項1目 下水道建設債 210万の減額は、公営企業化業務の実績見込みによるものです。110ページをお願いします。繰越明許費ですけれども、1款1項1目 東栄浄化センター設備等更新事業です。繰越理由はコロナ過等の影響によりまして、制御盤の納入遅延により、年度内に事業完了が見込めないものです。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。続いて補正予算書の31ページをお願いします。議案第17号、令和4年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号について。32ページをお願いします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ175万6,000円を減額し、予算総額を3,147万1千円とするものです。補正予算説明書で説明します。歳出から説明します。116ページをお願いします。1款1項1目 農業集落排水維持管理費175万6千円の減額につきましては、浄化センター等維持管理委託料の実績見込みによるものです。次に歳入について説明します。114ページをお願いします。3款1項1目 一般会計繰入金 175万6千円の減額につきましては、歳出の減額によるものです。以上で、農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

各議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。初めに、議案第15号歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります

次に、議案第16号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、議案第17号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第18号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第22、議案第18号「令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第8号について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、東栄診療所事務長」の声あり）

はい、診療所事務長。

診療所事務長（前地忠和君）

補正予算書の35ページをお願いします。議案第18号令和4年度東栄診療所特別会計補正予算第8号について。36ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ930万4,000円を減額し、予算総額を8億4,644万6千円とするものです。今回の補正に

つきましては、精算によるものや実績見込みのものがほとんどですので、主だったところのみ御説明させていただきます。予算説明書の歳出からお願いします。128 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目 2 節 給料の会計年度任用職員給与は、職員の休職による減です。10 節 需用費の印刷製本費は、診察券の更新のための増額です。光熱水費につきましては、前年度をもとに算定した当初予算と実績見込みの差額の方で増額となり、移転後の光熱水費が予測できなかったためのものでございます。12 節委託料の新施設移転委託料の減は、入札によるものです。130 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目 17 節 備品購入費の医療機器等購入費は、入札による減額で 10 節 需用費の医療材料費と 12 節委託料の遠隔読影委託料は、実績による減になります。次に歳入を説明させていただきます。122 ページをご覧ください。1 款 1 項 5 目 1 節の食事療養費は前年度 3 月分の入金で 4 年度にあったための増額です。124 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目 1 節の県補助金の増額分の内訳は、病床機能再編支援交付金 2,736 万円の改造と新型コロナウイルス接種支援事業交付金の過年度分 596 万 1 千円。現年度分 100 万円になります。病床機能再編支援交付金というのは、地域医療構想実現のため、病院、または、診療所であって、療養病床または一般病床を有する者が病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた額を交付するというもので医療センターの病床を削減したため、今回交付を受けるものです。6 款 1 項 1 目 1 節の僻地診療助医師等派遣負担金は、当初早川医師の新城市民病院の派遣分を見込んでいたものの実績減となります。主だったところの説明は以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、令和 5 年度一般会計各特別会計の当初予算関係の審議に入りますが、9 日木曜日に予算特別委員会を予定しておりますので、質疑はその折にお願いしたいと思います。本日もどうしてもお聞きしたいと思う項目に限ってのみお願いをいたします。

## ----- 議案第 19 号 -----

議長（原田安生君）

初めに、日程第 23、議案第 19 号「令和 5 年度東栄町一般会計予算について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは令和5年度東栄町一般会計補正予算の説明をさせていただきますが、先般の全員協議会において、予算内容につきましては説明をさせていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。予算書の1ページをお願いします。議案第19号、令和5年度東栄町一般会計予算について。続いて2ページをお願いします。令和5年度一般会計予算は、歳入歳出の予算総額を34億7,200万円とするものです。第2条の継続費につきましては、8ページ第2表継続費のとおりです。第3条の地方債につきましては、9ページ第3表地方債のとおりです。第4条の一時借入金につきましては、借入れの上限を5億円とするものです。第5条は、同一管内で相互利用ができることを定めるものです。それでは3ページをお願いします。第1表歳入歳出予算、歳入、1款 町税3億288万円、2款 地方譲与税7,607万6千円、3款 利子割交付金15万円、4款 配当割交付金150万円、5款 株式等譲渡所得割交付金100万円、6款 法人事業税交付金100万円、7款 地方消費税交付金6,400万円、8款 環境性能割交付金550万円、9款 地方特例交付金1千円、10款 地方交付税17億3,700万1千円、11款 交通安全対策特別交付金1千円。次ページをお願いします。12款 分担金及び負担金2,139万4千円。13款 使用料及び手数料6,515万3千円。14款 国庫支出金1億6,095万6千円、15款 県支出金2億8,578万2千円。16款 財産収入1,264万6千円、17款 寄附金882万4千円、18款 繰入金3億8,274万5千円、19款 繰越金1億円。20款 諸収入7,548万7千円、21款 町債1億6,990万円。歳入合計34億7,200万円。それでは6ページをお願いします。歳出1款 議会費4,378万8千円、2款 総務費5億7,456万9千円、3款 民生費6億2,132万2千円、4款 衛生費4億6,749万5千円、5款 農林水産業費4億3,332万9千円、6款 商工費8,125万2千円、7款 土木費3億4,544万2千円、8款 消防費2億1,229万7千円。9款 教育費2億1,458万9千円、10款 災害復旧費1万6千円、11款 公債費2億4,656万8千円、12款 諸支出金2,114万6千円、13款 予備費1,018万7千円。歳出合計34億7,200万円。以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

議案第19号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳出全般について質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

1番。

1番（浅尾もと子君）

委員会でまたお尋ねいたしますが、当初予算の概要の中に2ページ目でありますけれども、今まで以上に厳格な視点のもと、さらなる事務事業の見直しを行い、行政コストの削減を図りながら進めましたというふうな記載がございます。具体的に行政コストの削減というのは、どういったことだったのかということをもたまた教えていただきたいと思います。具体的に削減した行政サービスがあれば、その名称と金額をまた委員会でお示しいただき

たいと思います。

議長（原田安生君）

委員会でいいですか。

（「はい」の声あり）

そういうことですが、よろしいですか、副町長。

副町長（伊藤克明君）

はい。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

歳入全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 19 号の質疑を打切ります。

----- 議案第 20 号、議案第 21 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 24、議案第 20 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計予算について」、日程第 25、議案第 21 号「令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計について」以上 2 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、20 号と 21 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民課長」の声あり）

はい、住民課長。

住民課長（伊藤仁寿君）

それでは予算書の 11 ページをお願いいたします。議案第 20 号、令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計について。先般の全員協議会において予算内容につきましては、御説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。12 ページをお願いいたします。令和 5 年度、東栄町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を 4 億 3,582 万 3 千円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 4,000 万とするものです。第 3 条は同一管内で総合流用ができることを定めるものです。13 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算。歳入 1 款 国民健康保険料 7,731 万 7 千円。2 款 使用料及び手数料 1 万円、3 款 県支出金 2 億 9,018 万 4 千円、4 款 財産収入 85 万 5 千円、5 款 繰入金 4 千円、6 款 繰越金 210 万 6 千円、7 款 諸収入 365 万 3 千円、8

款町債 1 千円、9 款 分担金及び負担金 1,292 万 9 千円、歳入合計 4 億 3,582 万 3 千円。14 ページをお願いします。歳出になります。1 款 総務費 226 万 8 千円、2 款 保険給付費 給付費 2 億 7,506 万 6 千円、3 款 国民健康保険事業費納付金 9,916 万 8 千円、4 款 共同事業拠出金 1 千円、5 款 保健事業費 4,867 万 8 千円、6 款 基金積立金 1 千円、7 款 公債費 2 千円、8 款 諸支出金 863 万 9 千円、9 款 予備費 200 万円、歳出合計 4 億 3,582 万 3 千円。国民健康保険特別会計については、以上です。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。予算書の 17 ページをお願いします。議案第 21 号、令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算について。先般の全員協議会において、予算内容につきましては説明させていただいておりますので、本日は上程のみとさせていただきます。18 ページをお願いいたします。令和 5 年度東栄町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出の予算総額を 1 億 2,714 万 3 千円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 500 万とするものです。第 3 条は、同一管内で相互流用ができることを定めるものです。19 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算。歳入 1 款 後期高齢者医療保険料 4,564 万 5 千円、2 款 使用料及び手数料 2 千円、3 款 繰入金 8,130 万 7 千円、4 款 繰越金 1 千円、5 款 諸収入 18 万 8 千円、歳入合計 1 億 2,714 万 3 千円。20 ページをお願いします。歳出になります。1 款 総務費 601 万 3 千円、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 6,548 万 6 千円、3 款 後期高齢者医療費 5,495 万 9 千円、4 款 諸支出金 18 万 5 千円、5 款 予備費 50 万円。歳出合計 1 億 2,714 万 3 千円。後期高齢者医療特別会計予算については以上になります。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、議案第 20 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、議案第 21 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

## ----- 議案第 22 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 26、議案第 22 号「令和 5 年度東栄診療所特別会計予算について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、東栄診療所事務長」の声あり）

はい、事務長。

診療所事務長（前地忠和君）

予算書の 21 ページをお願いします。議案第 22 号、令和 5 年度東栄診療所特別会計予算について。続いて、22 ページをお願いします。令和 5 年度と診療所特別会計は、歳入歳出の予算総額を 3 億 7,920 万円とするものです。第 2 条の一時借入金につきましては、借入れの上限を 5,000 万円とするものです。第 3 条は、同一管内で相互流用ができることを定めるものです。23 ページをお願いします。第 1 表歳入歳出予算。歳入、1 款 診療収入 1 億 9,598 万 7 千円、2 款 使用料及び手数料 133 万 5 千円、3 款 県支出金 198 万円、4 款 繰入金 1 億 6,982 万 9 千円、5 款 繰越金 1 千円、6 款 諸収入 1,006 万 8 千円です。歳入合計 3 億 7,920 万円。24 ページをお願いします。歳出、1 款 総務費 3 億 642 万 2 千円、2 款 医業費 6,672 万 6 千円、3 款 公債費 105 万 2 千円。4 款 予備費 500 万円、歳出合計 3 億 7,920 万円。以上でございます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 23 号～議案 28 号 -----

議長（原田安生君）

次に各財産区特別会計予算の審議でございますが、ここでお諮りいたします。日程第 27、議案第 23 号から日程第 32、議案第 28 号までの「令和 5 年度各財産区特別会計予算について」の 6 案件につきましては、一括議題とするとともに、説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

説明を省略いたします。直ちに 6 案件全般についての質疑に入ります。

歳入歳出全般について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を打ち切ります。

----- 議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 33、議案第 29 号「令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について」、日程第 34、議案第 30 号「令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」について、日程第 35、議案第 31 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について」以上 3 案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思

ますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第 29 号から 31 号までを一括議題といたします。  
執行部の説明を求めます。

(「議長、建設課長」の声あり)

建設課長。

建設課長(原田経美君)

それでは失礼します。東栄町簡易水道事業特別会計予算書の 1 ページをお願いします。  
議案第 29 号、令和 5 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算について。次ページの 2 ページ  
をお願いします。令和 5 年度東栄町簡易水道事業会計予算。第 1 条 令和 5 年度東栄町簡易  
水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条 業務の予定量は次のとおりとす  
る。(1)給水戸数 1,699 戸 (2)年間給水量 80 万 9,416 立方メートル (3) 1 日平均給  
水量 2,217 立方メートル (4)主要な建設改良事業 イ 浄水施設建設改良 2,093 万円。ロ  
排水施設建設改良 1,530 万 8 千円。3 条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定め  
る。収入ですけれども、1 款 1 項 営業収益 5,383 万 9 千円。第 2 項 営業外収益 1 億 4,850 万  
1 千円。合計は 2 億 2,334 万円です。支出ですけれども、1 款 1 項 営業費用 1 億 8,628 万円。  
第 2 項 営業外費用 1,501 万 2 千円。第 3 項 特別損失 54 万 8 千円。第 4 項 予備費 50 万  
円。合計 2 億 2,034 万円です。第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。  
収入ですけれども 1 款 1 項 企業債 350 万円、第 2 項 補助金 640 万円、3 項 他会計出資金  
2,874 万 4 千円。合計が 3,864 万 4 千円です。支出ですけれども第 1 款第 1 項 建設改良費  
3,623 万 8 千円。第 2 項 企業債償還金 4,928 万 9 千円。第 3 項 予備費 50 万円。合計 8,602  
万 7 千円です。第 4 条の 2、地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により、当年度に  
属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ 400 万円及び  
4,000 万円である。第 5 条 起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のと  
おり定める。(1)起債の目的 御園導水管更新工事 (2)限度額 350 万円 (3)起債の方法  
証書借入 (4)利率 4%以内 (5)償還の方法 借入れ先の融資条件による。ただし、企業財  
政その他の都合により繰上償還または低利債に借り換えることができる。第 6 条 一時借入  
金の限度額は 5,000 万円と定める。第 7 条 予算支出各項の経費の金額を流用することがで  
きる場合は、次のとおりと定める。(1)営業費用と営業外費用。消費税及び地方消費税に  
限る。第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用  
し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ  
ならない。(1)職員給与費 782 万 7 千円。第 9 条 簡易水道事業特別会計を助成するため、  
一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 8,701 万 3 千円と定める。以上で簡易水道事  
業特別会計の説明を終わります。

続いて、東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算書の 1 ページをお願いします。  
議案第 30 号、令和 5 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について。2 ペ  
ージをお願いします。令和 5 年度東栄町公共下水道事業会計予算。第 1 条 令和 5 年度東栄

町公共下水道事業会計の予算は次の定めるところによる。第2条 業務の予定量は次のとおりとする。(1)水洗化人口1,374人(2)年間総処理水道29万666,710メートル(3)1日平均処理水道813立方メートル(4)主要な建設改良費、イ浄化センター流量計等更新工事6,400万円。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入ですけれども1款1項 営業収益3,758万9千円、第2項 営業外収益、ここは少し訂正をお願いします。現在1億3,838万3千円となっていますが、1億3,831万3千円、「8を1」に変更をお願いします。予算説明書の方はあっていますので、よろしくをお願いします。合計1億7,590万2千円。支出ですけれども、第1款第1項 営業費用1億5,731万円。第2項 営業外費用1,780万2千円。第3項 特別損失29万円。第4項 予備費50万円。合計1億7,590万2千円です。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入ですけれども、第1款第1項 企業債1,450万円、第2項 補助金3,500万円、第3項 他会計出資金4,548万2千円、第4項 負担金等90万円。合計9,588万2千円。支出ですけれども、第1款第1項 建設改良費6,783万8千円。第2項 企業債償還金5,633万1千円。第3項 予備費50万円。合計1億2,466万9千円です。第4条に地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ20万円及び2,100万円である。第5条 起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。(1)起債の目的 浄化センター流量計等更新工事(2)限度額1,450万円(3)起債の方法 証書借入れ(4)利率4%以内(5)償還の方法 借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還または低利債に借り換えることができる。第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)営業費用と営業外費用、消費税及び主要消費税に限る。第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。(1)職員給与費441万3千円。第9条 公共下水道会計を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,503万円と定める。以上で特定環境保全公共下水道事業の説明を終わります。

続きまして、東栄町農業集落排水事業特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第31号令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計予算について、2ページをお願いします。令和5年度東栄町農業集落排水事業会計予算。第1条 令和5年度東栄町農業集落排水事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条 業務の予定量を次のとおりとする。(1)水洗化人口210人(2)年間総処理水道2万8,170立方メートル(3)1日平均処理水量76立方メートル(4)主要な建設改良費、イ新規公共枘設置工事30万円。第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入ですけれども、第1款第1項 営業収益408万9千円。第2項 営業外収益4,124万8千円。合計4,533万7千円。支出ですが第1款第1項 営業費用4,321万6千円。第2項 営業外費用124万1千円。第3項 特別損失38万円。第4項 予備費50万円。合計4,533万7千円です。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入です。第1款第1項 他会計出資金498万7千円。第2項 負担金等30万円。合計528万7千円。支出です。第1款第1項 建設改良費30万円。第2項

企業債償還金 906 万 8 千円。第 3 項 予備費 50 万円。合計 986 万 8 千円。第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当年度に属する債権と債務として整理する未収金未払金の金額はそれぞれ 1 万円及び 1,500 万円である。第 5 条 一時借入金の減額、限度額は 500 万円と定める。第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)営業費用と営業外費用 消費税及び地方消費税に限る。第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。(1)職員給与費 558 万 3 千円。第 8 条 農業集落排水事業会計を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 2,311 万 7 千円と定める。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

それでは、まず議案第 29 号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。

次に、議案第 30 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。

次に、議案第 31 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第 32 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 36、議案第 32 号「東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について」を議題といたします。提出者から説明を求めます。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（伊藤芳孝君）

議案第 32 号、東栄町議会予算特別委員会の設置に関する決議案の提出について。提出者、東栄町町議会議員 伊藤芳孝、賛成者 伊藤紋次、山本典式。

地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条により特別委員会を設置し、法第 98 条第 1 項に関わる事項を当委員会に付託するものとする。記 名称 東栄町議会予算特別委員会。設置の根拠 地方自治法第 109 条及び東栄町議会委員会条例第 4 条による。目的 東栄町一般会計予算及び東栄町各特別会計予算の審査を行う。委員の定数 7 名。以上でございます。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論ございませんか。

(「議長、反対です」の声あり)

反対討論を行うということですか。

(「はい」の声あり)

今、反対がありました。原案に反対者の発言を許します。

#### 6 番 (森田昭夫君)

反対討論を行います。我々の残された任期はあと1か月。しかも4月には新しい体制ができるわけです。新年度予算で今の議会の体制でできるのは1か月しかない。議会も町長もそうですね。同じ体制できるのは1か月しかないわけです。残り11か月は、新体制になったら動くわけです。したがって、町長の本日の予算大綱説明の中にも骨格予算というふうに言われてますし、先日の予算の協議会の中でも骨格予算だというふうに説明がありました。もちろん中日新聞にも発表があったのが骨格予算と大きな字で書かれてました。まさに骨格予算でありますので、必要最小限の予算しか組んでいないはずですよ。まだ説明を受け細かな審査したわけではないのでわかりませんが、政策的な予算はないはずですよ。東栄町を維持していくための必要最小限の予算しかないはずですよ。したがって、ほとんどの11か月を担う新しい体制のもとで、5年度の政策予算を決めるはずですよ。今のこの議会で審査をする内容はほとんどないはずですよ。今の常任委員会で十分なはずですよ。したがって、わざわざそのような委員会を設置するよりも、むしろ我々4年間この議会を担ってきたことを総括するとか、あるいは今の課題、例えば本当に宿泊施設などが必要か、住民にとって必要かどうか。そういったことをしっかり結論を出すまでもなくても、結論は出せないでしょうけども、本当に必要かどうか、町民の税金をあれだけ使って2,000万、3,000万使って維持していく必要があるかどうか。そういったことをしっかりと、むしろ議論すべきであって予算の特別委員会をつくるまでの時間は無駄であるというふうに考えますので、反対します。

#### 議長 (原田安生君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長、1番」の声あり)

1番。

#### 1 番 (浅尾もと子君)

日本共産党の浅尾もと子でございます。本議案に賛成の立場で討論いたします。先ほど本議案に反対する立場の森田昭夫議員から、11か月、残り11か月については我々が見られないのであるから、1か月しか任期のない我々が予算特別委員会でこの予算案を審議するのは、時間の無駄であるというような発言がありました。しかし、議会の重要性を鑑みたとき

にですね、いかなる予算も、議会での審議、議決なしには動かすことはできないものです。骨格だからなんだということは全く関係がないわけであります。本当に骨格のみなのか、または必要な骨格が抜けてはいないのかということ、我々議員がチェックしないで一体誰が見るというのでしょうか。行政に対する盲目的な信頼と呼ばざるを得ないと思います。私たちは議員の自律的な判断として、この骨格予算として示された新年度予算について、常任委員会ではなく、予算特別委員会で十分な審議を尽くすべきだと考えますので、本議案に賛成いたします。

議長（原田安生君）

他に討論ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

これより、議案第 32 号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手多数です。よって議案第 32 号の件は、原案のとおり可決されました。

----- 同意案第 1 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程 37、同意案第 1 号「東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

はい、税務課長。

税務課長（藤田智也君）

同意案第 1 号、東栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を東栄町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めます。住所 東栄町大字月。氏名 筒井吉人。選任理由は令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了のためです。任期については 3 年となっております。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。本件に同意することに、御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって同意案第 1 号は、同意されました。

議長（原田安生君）

以上で、本日上程されました案件の審議が日程どおり全て終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件のうち、議了案件を除く 24 案件につきまして、予算特別委員会及び所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局が付託表を配付します。

（付託表を配布）

お諮りいたします。ただいま御配付しました議案付託表のとおり各委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、付託することに決定しましたので、よろしく御審議をお願いいたします。また会期中の会議日程も、この議会の冒頭で議決をいただいたとおりでございますので、それぞれ御出席をお願いいたします。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会といたします。